

パリ・コミュン期の移行過程論

——続・資本主義から協同社会主義への移行過程（上）——

小松善雄

先般、拙稿を「資本主義から協同社会主義への移行過程——古典家たちはいかに捉えていたか——」というタイトルで『立教経済学研究』に（上）、（中）、（下）の3回にわたって掲載させていただいた。すなわち「はじめに マルクスの移行過程論 1. 『共産党宣言』の移行過程論」を（上）として第60巻第4号に、「2. 『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』論説の移行過程論」を（中）として第61巻第1号に、「3. 第1インターナショナル期の移行過程論」を（下）として第61巻第2号に、それぞれ分載させていただいた。立教大学経済学研究会の内規では連載原稿は3回を限度とするので、続稿「パリ・コミュン期の移行過程論——続・資本主義から協同社会主義への移行過程（上）——」を本号＝第61巻第3号に「晩年期のマルクスの移行過程論——続・資本主義から協同社会主義への移行過程（下）——」を第61巻第4号に、分載させていただくことにした。したがって当初のタイトルは付されていないが、マルクスの移行過程論の論説としては一体のものである旨、お断りする次第である。

1870年7月19日、フランス側にあってはルイ・ボナパルトのボナパルティズムにもとづく王朝戦争として、ドイツ側ではビスマルクがやはりボナパルティズムを敷くなかで仕組んだ防衛戦争として開始されたフランス・プロシア戦争は、フランス・ボナパルティズムの敗亡ののち、パリ・コミュンを産み出した。その経過を辿ると、以下のようにドラマチックな激変の様相を呈している。すなわち9月12日、スダンの会戦でフランス軍が壊滅。ボナパルト、捕虜となる。第二帝政、崩壊。9月4日、パリの民衆はただちに共和制＝第三共和制を宣言、国防（仮）政府が成立する。だがドイツ軍は戦争を続行しパリを包囲、防衛戦争は侵略戦争へ転化。71年1月18日にはヴェルサイユでドイツ帝国が成立、1月28日には降伏協定が調印され休戦。2月8日に正式講和条約締結のため国民議会の選挙。2月19日、ティエール内閣が発足。2月26日、仮講和条約調印。3月15日、国民軍中央委員会が正式に発足。3月18日、ティエール、モンマントルに据えられていた国民軍の大砲を夜襲によって奪取しようとして失敗、内乱開始。政府はヴェルサイユに逃亡。3月26日、普通選挙権にもとづくコミュンの選挙。翌27日、パリ・コミュンが宣言される¹⁾。

1) パリ・コミュンへの衝迫を促した経済的・政治的背景については、本池立「フランス第二帝政から第三共和制へ」（岩波講座『世界歴史20 近代世界の展開』、1971年）参照。またコミュンの成立・敗滅過程については、桂圭男「パリ・コミュン」（同）参照。桂氏は、当該論文を当時のマルクス主義史学の常識にしたがって「1871年晋仏戦争の戦禍の中で成立したパリ・コミュン政権は、マルクス主義者によってロシア革命の先駆をなす社会主義的革命政権として位置づけられている」

パリ・コミューンは史上最初の「プロレタリア革命」(村田陽一『フランスにおける内乱』, 国民文庫, 69ページ。『全集』第17巻, 307ページ。MEGA /22, S. 133.) であり, コミューン制度は「社会に寄生してその自由な運動を妨げている国家寄生体のためにこれまで吸い取られていた力のすべてを社会の身体に返還」(国民文庫, 84ページ。『全集』第17巻, 317ページ。MEGA /22, S. 141.) することを意図し, 「生産者の自治 (self-government of the producers)」(国民文庫, 82ページ。『全集』第17巻, 316ページ。MEGA /22, S. 140.) の実現に努めたが, その試みは72日間の存続ののち, ティエールがパリを血の海のうちに溺れさせるなか終結させられたのである。

1) コミューンと "可能" な共産主義

それではパリ・コミューンとは何だったのか。

『フランスにおける内乱』の原文は英語で書かれているが, マルクスはその第3章で, コミューンの「秘密」=本質を以下のように規定する。

「コミューンの本当の秘密は, こうであった。それは, 本質的に労働者階級の政府であり, 横領者階級に対する生産者階級の闘争の所産であり, そのもとで労働の経済的解放 (economical emancipation of Labour) を成し遂げるための, ついに発見された (at last discovered) 政治形態であった。

この最後にあげた条件 [労働の経済的解放] がなければ, コミューン制度は不可能であったろうし, 迷妄であったろう。生産者の政治的支配と生産者の社会的奴隷制の永久化とは両立することはできない。だから, コミューンは, 諸階級の, したがってまた階級支配の存在を支えている経済的土台を根こそぎ取り除くための槓杆 (lever) とならなければならなかった。労働が解放されれば, 各人はみな労働者となり, 生産的労働は階級的属性ではなくなる」(国民文庫, 85ページ。『全集』第17巻, 319ページ。MEGA /22, S. 142.)。

つまりコミューンは本質的に労働者の政府であるが, コミューン政府 = 「生産者の政治的支配」と「生産者の社会的奴隷制の永久化」とは「両立できない」のであるから, コミューンが「労働の経済的解放を成し遂げるための, ついに発見された政治形態」であるという自己の歴史的任務を果たそうとすれば, 「諸階級の, したがってまた階級支配の存在を与えている経済的土台を根こそぎ取り除くための槓杆」とならなければならない。

それでは労働の経済的解放はどのようにして成し遂げられるのであろうか。マルクスは続く一節において労働の経済的解放とはほかならぬアソシエーション共産主義 = 協同組合共産主義を実現することにあることを一点の疑問もなきよう, これ以上の明晰さでもって語ることが不

(363ページ) という一文をもって始められているが, 拙稿はロシア革命は社会主義に関してはパリ・コミューンのアソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義志向を継承しなかったことを明らかにしようとするものである。

可能なほどの明晰さで定式化している。

「奇妙なことである。この60年間、労働の解放についていろいろ大法螺が吹きたてられ、山のような文献が書かれたにもかかわらず、労働者がどこかでこの問題を本気に自分の手に取り上げるやいなや、資本と賃金奴隷制という両極（地主はいまでは資本家の匿名組合員にすぎない）をもつ現在の社会の代弁者たちは、たちまちあらゆる弁論的な決まり文句を叫びたてる。[.....] 彼らは叫ぶ。コミュンは、あらゆる文明の基礎である所有を廃止しようとしている、と！ いかにも、紳士諸君、コミュンは、多数の人間の労働を少数の人間の富と化する、あの階級的所有を廃止しようとした。それは収奪者の収奪を目標とした (It aimed at the expropriation of the expropriators)。それは、現在、主に労働を奴隷化し搾取する手段となっている生産手段、すなわち土地と資本とを自由な生産協同組合労働の純然たる道具 (mere instruments of free and associated labour) に変えることによって、個人的所有を真実にしようと望んだ (It wanted to make individual property a truth) — だが、それは共産主義だ、“不可能な” 共産主義だ！ という。ところで、支配階級のなかでも、現在の制度が維持できないことを悟るだけの聡明さをもっている者——そして、そういう人は沢山いる——は、協同組合的生産 (co-operative production) の押しつけがましい、声高の使徒になっている。もし協同組合的生産が欺瞞や畏に留まるべきではないとすれば、もしそれが資本主義制度にとって代わるべきものとすれば、もし協同組合諸団体の連合体が一つの共同計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうしてそれを自分の統制のもとにおき、(united co-operative societies are to regulate national production upon a common plan, thus taking it under their own control) 資本主義的生産の宿命である不断の無政府状態と周期的痙攣 [恐慌] とを終わらせるべきものとすれば——紳士諸君、それこそは共産主義、“可能な” 共産主義でなくて何であろうか！」(国民文庫、86 87ページ。『全集』第17巻、319 320ページ。MEGA /22, S. 142 143。『全集版』では「労働の解放」にアステリが付されていて、こう注記されている。「*1891年のドイツ語版では、『労働者の解放』となっている」²⁾。

2) レーニンは、その生涯においてパリ・コミュンを主題としたメモ・論文を4つ残している。そのうち、もっとも早いものは1903年に開かれたロシア社会民主党第2回大会後の1904年に記された「パリ・コミュンに関する講演の摘要三篇」で、この『フランスにおける内乱』の要約メモといえる第一の摘要では「経済的改革」の節のうち「寄食者と放蕩者のパリの労働者のパリへの改造」の見出しの下に「4月16日、放棄された工場を労働者の協同組合に引き渡す——工場の統計調査」という項があり、第二の摘要でも「経済的改革」の節で「空き工場の労働者への引渡し」の項がある。しかし第1、第2、第3の摘要のいずれにも4月16日の放棄工場の徴発令と結びつけた“可能な” 共産主義への言及はない（『レーニン全集』第41巻、107 118ページ）。

第二は、1905年2～3月に執筆された「コミュンに関する講演プラン」で、そこでも『フランスにおける内乱』に依拠して「コミュンの経済的措置」として「放棄された工場の登録、仲裁委員会の決定した補償金を払って労働者の協同組合に移譲」（『全集』第8巻、202ページ）が挙げられているが、4月16日の放棄工場の徴発令と結びつけた“可能な” 共産主義への言及はみられない。

すなわちコミューンは「多数の人間の労働を少数の人間の富と化する [.....] 階級的所有」を廃止しようとした。つまり「収奪者の収奪」を「目標」としたが、そのことは、「現在、主に労働を奴隷化し搾取する手段となっている生産手段」=「土地と資本」を「自由な生産協同組合労働の純然たる道具に変えること」によってであるという。それでは「生産手段」=「土地と資本」を「自由な生産協同組合労働の純然たる道具に変えること」とはいかなる経済・社会システムを採ることによって果たされるかといえ、それは「協同組合諸団体の連合体が一つの共同計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうしてこれを自分の統制のもとにおく」ことによってである。そしてこれこそが「“可能な”共産主義」であり、そのもとで、はじめて「個人的所有」が「真実化」し、「不断の無政府状態と周期的痙攣 [恐慌]」、つまりは景気循環

第三は、1905年革命における12月蜂起の敗北後の1908年3月23日付『ザグラニーチナヤ・ガゼータ』第2号に掲載された「コミューンの教訓」で「ロシアのプロレタリアートは、パリ・コミューンがその端緒をひらいた闘争方法と同じ闘争方法、すなわち内乱に訴えなければならなかった」（『全集』第13巻、492ページ）と述べ、内乱の正当性を擁護している。

第四は、パリ・コミューン宣言40周年を記念して1911年4月15（28）日、『ラボーチナヤ・ガゼータ』第415号に掲載された「コミューンの思い出」で、そこでレーニンは「コミューンの運動は、不可避免的に社会主義的な色合いを帯びなければならなかった。すなわちブルジョアジーの支配、資本の支配の打倒を、現代社会制度の基礎そのものの破壊をめざさなければならなかったのである」（『全集』第17巻、132ページ）を述べ、コミューンの採った経済的・社会的措置を述べた部分では、以下のようにも述べている。「純社会的な分野では、コミューンはわずかなことしかやることができなかった。だが、それにもかかわらず、そのわずかなことが、人民の政府、労働者の政府としてのコミューンの性格を十分に明らかにしている。すなわち、パン屋の夜業は禁止され、法制化された労働者略奪の手段である罰金制度は廃止され、最後に有名な布告（命令）が発表された。この布告によると、経営者が捨て去るか、休業させていたすべての工場と仕事場は、生産を再開するために労働者の協同組合に委譲された」（同、132ページ）。

この記述は『フランスにおける内乱』の当該箇所にもとづく記述——マルクスが「人民による人民の政府が進むべき方向を示す」といっている部分が「人民の政府、労働者の政府としてのコミューンの性格を十分に明らかにしている」と特徴づけられている——であるが、放棄工場の徴発令——放棄工場の労働者生産協同組合への委譲こそが「“可能な”共産主義」の経済的内実をなすものであることへの認識が欠如している。したがって放棄工場の労働者生産協同組合への委譲こそがコミューンの運動に不可避免的に「社会主義的な色合い」を帯びさせ、「資本の支配の打倒」「現代社会制度の基礎そのものの破壊」をめざす出発点であったことへの明示的な認識は示されていない。

以上のレーニンの4つのパリ・コミューン論のうち、4番目の「コミューンの思い出」は“可能な”共産主義論にもっとも近接した認識を示しているが、第1番目の「パリ・コミューンに関する講演の摘要三篇」における“可能な”共産主義論の見落としは、終生、正されることがなかったといえる。

したがって福本和夫氏が論文「社会主義と農・工両門の生産協同組合の問題」で「レーニンもまだ『国家と革命』では生産協同組合のことに、全然ふれていない」（『マルクス主義公論』第12号、1962年7月、9ページ）と訝っておられるが、レーニンのパリ・コミューン論は“可能な”共産主義——アソシエーション共産主義 = 協同組合共産主義論が欠落している以上、そのことは望むべくもなかったのである。

と恐慌とが終焉する。

ではこのシステムが、なぜ、“不可能な”共産主義ではなくて“可能な”共産主義であるといえるのか。

それはパリ・コミュンの労働者たちが資本主義から協同組合共産主義の移行過程に関して、以下の認識にたって行動しているからである。

「労働者階級はコミュンに奇跡を期待しなかった。彼らは、人民の命令によって [par decret du peuple] 導入されるような、できあいのユートピアを何もっていない。自分自身の解放を成し遂げ、それとともに、彼らは、現在の社会がそれ自身の経済的作因 (economical agencies) によって不可抗的に指向している、あのより高度な形態をつくりだすためには、労働者階級は長期の闘争を経過し、環境と人間をつくり変える一連の歴史的過程を経過しなければならないことを知っている。彼らのなすべきことは何らかの理想を実現することではなく、崩壊しつつある古いブルジョア社会そのものの胎内にはらまれている新しい社会の諸要素を解放することである」(国民文庫, 87ページ。『全集』第17巻, 320ページ。MEGA /22, S. 143.)。

それではコミュン政府は「現在の社会がそれ自身の経済的作因によって不可抗的に指向している、あのより高度な形態をつくりだす」べく「崩壊しつつある古いブルジョア社会そのものの胎内にはらまれている新しい社会の諸要素」をいかに解放したか。このことを端的に示すものが、コミュン政府が「諸階級の、したがってまた階級支配の存在を支えている経済的土台を根こそぎ取りのぞくための楨杆」となって「人民による人民のための政府の進むべき方向を示す」措置として、夜業の廃止、罰金制度による賃金の切り下げの禁止を並んで、資本家が放棄した作業場・工場の労働者生産協同組合への引渡し措置をとったことである。

「コミュンの偉大な社会的方策は、行動するコミュンそのものの存在であった。コミュンの個別的な諸方策は、人民による人民の政府の進むべき方向を示すことしかできなかった。そういう方策に入るのは、パン焼職人の夜業を廃止したこと、雇い主がいろいろな口実で彼らの労働者に罰金を科して賃金を切り下げる習わし——雇い主が立法者と裁判官と執行吏の役割を一人で兼ね、おまけに金までくすねる処置——を罰則を設けて禁止したことである。この部類に入るもう一つの方策は、当の資本家が逃亡したと作業中止の道を選んだとを問わず、閉鎖されたすべての作業場と工場を、補償を支払うという留保つきで、労働者の諸生産協同組合 [associations of workmen] に引き渡したことであった」(国民文庫, 92ページ。『全集』第17巻, 323-324ページ。MEGA /22, S. 146.)。

すなわち放棄作業場・工場を拠点として「自由な生産協同組合労働の道具」として労働者生産協同組合がつくられ現実に協同組合的生産をなしうる措置をとったことにある。

以上が『フランスにおける内乱』本文のアソシエーション共産主義論と資本主義から協同組合共産主義への移行過程論に関する叙述であるが、ここには一つの共同計画にもとづく全国の生産の調整を協同組合諸団体の連合体が主体として統制をおこなうという形でその作動メカニ

ズムの骨幹が実行可能なものとして現実化されつつあったことが語られている。

2) 第一草稿の社会主義論・移行過程論

ところで『フランスにおける内乱』の作製過程をみると、『内乱』本文は、じつは、第一草稿、第二草稿にもとづく第三稿 = 完成稿である。いわば二層の草稿の累積の上に成り立っている。そこで本文のいっそう充実な理解のためにはこれら草稿類をみておかなければならない。これらの草稿のうち第一草稿には本文で略された記述をより詳細に述べているだけでなく本文のアソシエーション共産主義論とその移行過程論の原型といってよい論述がみられる。そこで第一草稿の執筆過程に即して、その関連部分を提示しておこう。

第一草稿ではまず「コムニオン a) 労働者階級のための方策」に放棄作業場・工場の労働者生産協同組合への引渡し措置に関するより詳しい叙述がみられる。

「パリには、持ち主が逃亡したため閉鎖された作業場や工場がたくさんある。これは、産業資本家の慣用手段である。彼らは、自分たちには『経済学の諸法則の自然発生的な作用にもとづいて』、労働充用の条件として労働から利潤を引き出す権利があるだけでなく、さらに——勝利した革命が彼らの『制度』の『秩序』を脅かす場合には、いつでも人為的な危機を引き起こすために——労働をまったく休止させ、労働者を街頭に放りだす権利がある、と考えている。コムニオンは、まことに賢明なことであるが、さまざまな職業 [trades] から選ばれた代表たちと協力して、放棄された作業場や工場を労働者の協同組合諸団体 (co-operative workmen societies) に引き渡す方法を研究するコムニオンの一委員会を任命した。この場合、逃亡した資本家には、若干の補償が与えられることになっていた (4月16日)。(この委員会はまた、放棄された作業場についての統計をつくる任務をもっていた) (国民文庫, 126ページ。『全集』第17巻, 501ページ。MEGA /22, S. 45.)。

ちなみに『全集』第17巻には「さまざまな職業」(trades) に村田陽一氏の訳者注のアスタリが付されていて、以下の注記が添えられている。

「* 4月16日付のコムニオンの政令の原文では、les Chambres syndicales ouvrières, すなわち『労働者総代会議』となっている。労働者総代会議は、第二帝政末期の1868年に許可されたもので、職業別の労働者の委員会である。それまでフランスでは団結は違法とされ、労働組合の設立は許可されなかったが、労働者の強い要求で、政府はすでに非合法に存在していた総代会議の法的承認を余儀なくされたのである」(501ページ。ただし、木下賢一『第二帝政とパリ民衆の世界』[山川出版社, 2000年]では、les Chambres syndicales ouvrières) を「労働組合評議会」と訳しているの、以下、これに従う)。

つぎに第一草稿の「コムニオンの性格」と題された注目すべき一節には、コムニオンの「秘密」・本質 = 「労働の経済的解放」のために「ついに発見された政治形態」という歴史的任務にかかわる叙述、アソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義論、および移行過程にかかわる叙述の双方の原型がみられる。

「コムニオンは、社会的解放の政治形態、労働者自身によって作りだされた労働手段や自

然の賜物である労働手段の独占者たちの篡奪（奴隷制）から労働を解放するための政治形態である。国家機構と議会制度が、支配階級の眞の生活ではなく、彼らの支配の組織的な総体的機関にすぎず、古い秩序の政治的保障、形態および表現にすぎないと同様に、コミュンも、労働者階級の社会的運動、したがってまた人類の全般的再生の社会的運動ではなく、その組織的な行動手段である。コミュンは階級闘争を廃止するものではない。労働者階級は、階級闘争を手段として、すべての階級と、したがってまたすべての階級〔支配〕とを廃止することに努めるのである。（というのは、コミュンは特殊な一利益を代表するものではないからである。それは、『労働』——すなわち、個人生活と社会生活の基本的な自然的条件——の解放を代表する。篡奪と欺瞞と人為的な仕組みとによってはじめて、少数者が労働を多数者に負担させることが可能となるのである）。しかし、コミュンは、この階級闘争がもっとも合理的で人道的な方法で（in the most rational and human way）その様々な局面を通過することのできる合理的環境（rational medium）をつくりだす。それが激烈な反動と、同様に激烈な革命とをよびおこすこともありうるのである。コミュンは、一方では国家寄生者の不生産的で有害な活動をやめさせ、国家怪物の給養のために国家生産物の膨大な部分を犠牲にする源泉を断ち切ることによって、他方では、地方でも、全国的にも、眞の行政活動を労働者並みの賃金で果たすことによって、労働の解放——コミュンの偉大な目標を開始する。だから、コミュンは、膨大な節約をもって、経済的改革および政治的改造をもって、その活動を開始する。[.....]

労働者階級は、彼らが階級闘争の様々な局面を経過しなければならないことを知っている。労働の奴隷制の経済的諸条件を自由な生産協同組合労働（free and associated labour）の諸条件と置き換えることは、時間を要する漸進的な仕事でしかありえないこと（経済的改造 [economical transformation]）、それには、分配の変更だけでなく、生産の新しい組織が必要であること、あるいはむしろ現在の組織された労働にもとづく社会的生産諸形態（現在の工業によって生み出された）を、奴隷制の枷から、その現在の階級的性格から救いだして（解放して）、全国のおよび国際的に調和ある仕方で結合する必要があることを、彼らは知っている。この再生の仕事が、既得権益と階級的利己心の抵抗によって、再三再四、遅らされ阻止されるであろうことを、彼らは知っている。現在の『資本と土地所有の自然諸法則の自然発生的な作用』は、『奴隷制の経済諸法則の自然発生的な作用』や『農奴制の経済諸法則の自然発生的な作用』の場合と同様に、新しい諸条件が発展してくる長い過程をつうじてはじめて、それを『自由な生産協同組合労働の社会経済の諸法則の自然発生的な作用』（“the spontaneous action of the laws of the social economy of free and associated labour”）と置き換えることができることを、彼らは知っている。しかし、それと同時に、政治的組織のコミュン形態によって一挙に巨大な前進を【おこなうことが】できること、そして、その運動を労働者階級自身と人類のために開始すべき時がきていることをも、彼らは知っている」（国民文庫、148 150ページ）。

『全集』第17巻, 516 518ページ. MEGA /22, S. 58 59.)。

この「コミュニンの性格」に続く「農民」の節でも農民労働と農民的所有と対比して前記の引用とほぼ同主旨の叙述——専制化された仕方で組織された労働と生産者を搾取し奴隷化する手段として集中されている生産手段を自由な生産協同組合労働の形態と社会的に所有された生産手段に変えることの必要性に関する叙述がみられる。

「プロレタリアートの熱望、彼らの運動の物質的基礎は、大規模に組織された労働——現在では、専制的な仕方で組織されているとはいえ——と集中された生産手段——現在では、独占者の手に集中され、しかも生産手段としてだけでなく、生産者を搾取し奴隷化する手段として集中されているとはいえ——とである。プロレタリアートのなすべき仕事は、この組織された労働、およびこの集中された労働手段が現在もっている資本主義的な性格を変え、それらを、階級支配と階級搾取の手段から、自由な生産協同組合労働の形態 (forms of free associated labour) と社会的生産手段 (social means of production) とに転化することである」(国民文庫, 153ページ, 『全集』第17巻, 520ページ. MEGA /22, S. 62.)。

それと同時に、ここでは農民的小土地所有にかかわって個人的所有の真実化命題の理解に示唆を与える叙述も見い出される。

「フランスの農民的所有は、すでにずっと以前にその正常な段階——すなわち、農民的所有が現実であった段階、それが社会の経済的必要に応じており、農村の生産者そのものを正常な生活条件のもとにおく生産様式、所有形態であった段階——を越えて発展している。それは衰退期に入っている。[.....] 生産様式そのものが、近代の農学の進歩によって時代遅れになってしまったのだ。最後に、農民的所有そのものが名目的になってしまい、農民に所有の幻想を残しながら、農民から彼ら自身の労働の果実を収奪している。[.....] コミュンは、農民の名目的な土地所有を彼ら自身の労働の果実の真の所有権 (real proprietorship of the fruits of his labour) に転化することができ、真の独立生産者としての農民の地位を破壊することなしに、近代農学の恩恵——社会的必要によって要請されたものでありながら、現在では、敵対的な力として日々農民を侵害しているところの——に農民をあずからせることのできる唯一の政府形態である」(国民文庫, 153 154ページ. 『全集』第17巻, 520 521ページ. MEGA /22, S. 62.)。

さらに「コント派の見解」と題された断章をみると、『フランスにおける内乱』の本文で「コミュンは、あらゆる文明の基礎である所有を廃しようとしている」と呼ぶ「現代の社会の代弁者たち」とは、主として当時、フランスで流布されていたコント派の見解を諷したものであることを知りうる。

コント派の見解

現存の経済制度についてまったく無知な人間が、この制度を労働者が否定するいわれを理解することなどなおさらできないのは、いうまでもない。労働者階級のめざす社会改造が、現在

の制度そのものの必然的な歴史的な不可避の所産であることが、彼らには、もちろん、理解できない。彼らは、『財産 [所有]』(property) の廃止の脅威について、非難の口吻で語っている。なぜなら、彼らの目からみれば、彼らの現在の階級的な所有形態——一時的な歴史的な形態——が財産(所有)そのものであり、したがって、この形態を廃止すると財産(所有)を廃止することになるからである。いま彼らが資本の支配と賃労働制度との『永久性』を擁護しているように、もし彼らが封建時代または奴隷制時代に生きていたなら、封建制度や奴隷制度を、事物の本性に基礎をおく制度として、自然からひとりで生まれてくる制度として擁護したであろうし、その『行きすぎ』に対して激しい非難を加えながらも、同時に、それらの制度が廃止されるであろうという予言に対しては、彼らの無知の高みから、それらの制度は『永久的』だとか『道徳的抑制』(『拘束』)によって是正されるという教義で答えたことであろう。

あわれな連中だ！ 彼らは、それぞれの所有の社会的形態 (*social form of property*) がそれ自身の『道徳』(moral) をもっていること、そして所有を労働の属性とする社会的所有の形態 (*the form of social property which makes property the attribute of labour*) は、個人的な『道徳的拘束』をつくりだすどころか、個人の『道徳』をその階級的拘束 (*class constraints*) から解放するであろうということさえ知らないのである。(『全集』第17巻. 531-532ページ. MEGA /22, S. 73.)。

第一稿は、みられるように『内乱』本文の理解を補強・拡充する諸情報を提供している。そこでこれらの情報をも組み入れて本文の理論的再整理をおこなっておこう。

まず理論的考察の一として、本文のコミュンの「秘密」・本質、アソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義論、資本主義から協同組合社会主義への移行過程論を述べた第一草稿の「コミュンの性格」の一節を検討してみよう。

まず本文の「コミュンの本当の秘密は [.....] 労働の経済的解放を成し遂げるための、ついに発見された政治形態であった」ことにあるという規定との関連では、第一稿ではまずもってはコミュンは「社会的解放の形態」であるといわれ「労働者自身によって作りだされた労働手段や自然の賜物である労働手段の独占者たちの篡奪(奴隷制)から労働を解放するための政治形態」であるといわれ、その「労働の解放」が「コミュンの偉大な目標」と位置づけられている。そしてコミュンは「労働者階級の社会的運動」、「人類の全般的再生の社会運動」にといった「組織的な行動手段」であって「階級闘争を手段として、すべての階級とすべての階級支配を廃止することに努める」という任務が語られている。だがコミュンは「この階級闘争がもっとも合理的で人道的な方法でその様々な局面を経過することのできるような合理的環境をつくりだす」ことはできる。といってもこの合理的環境のもとでも「激烈な反動」とそれに対する「激烈な革命」がありうるので、この過程がまさに階級闘争に最終的決着をつけるための「政治的改造」と「経済的改造」期にほかならない。

つぎにアソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義に関していえば、第一草稿においてす

で資本主義の枠内でも「可能な」共産主義の実体をなすとされていた「自由な生産協同組合労働」が「自由な生産協同組合労働の社会経済の諸法則の自然発生的な作用」によって時と諸条件の発展とともに形成されるという形でアソシエーション社会主義＝協同組合社会主義の思想・理論が表出されている。

第三に、資本主義から協同組合共産主義への移行過程に関して『内乱』本文より、第一草稿は経済学的に踏み込んだ説明を与えるとともに、その過程が二つの基本的局面からなることを明らかにしている。すなわちその第一局面は「労働の奴隷制の経済的諸条件を自由な生産協同組合労働の諸条件と置き換える経済的改造」の局面であるが、この局面は(1)「分配の変更だけでなく、生産の新しい組織が必要であること」、(2)「工業によって生み出された現在の組織された労働にもとづく社会的生産諸形態を全国のおよび国際的に調和ある仕方と結合する必要があること」から、「時間を要する漸進的な仕事でしかありえない」、(3)「既得権益と階級的利己心の抵抗によって、再三再四、遅らされ阻止されるであろう」から長い闘争を要すること、(4)この仕事は「現在の資本と土地所有の自然諸法則の自然発生的な作用」を「自由な生産協同組合労働の社会経済の諸法則の自然発生的な作用」と置き換える「労働者階級の社会的運動」＝「人類の全般的再生の社会的運動」であるが、そのための新しい諸条件が発展してくる長い過程が避けられない。しかし「政治的組織のコミュン形態」が成立する第二局面にあつては、コムニンは(4)の過程が成熟するなかで、(3)の抵抗の防除、そして(1)と(2)に関しても槓桿の役割を果たすことによって「一挙に巨大な前進（おこなうことが）できる」。

そこでこうみえてくると、ここでも協同組合・協同組合3論説、『国際労働者協会創立宣言』、『協同組合労働についての中央評議会代議員への指示』にみえる移行過程についての二局面把握が継承されていることがわかる。

なお、付言すると「コムニンの偉大な目標」「労働の解放」と倫理（エートス）との関係について、第一草稿の「コント派の見解」は一目おおくべき叙述を与えているので、振り返っておこう。「コント派は、それぞれの所有の社会的形態がそれ自身の『道徳』をもっていること、そして所有を労働の属性とする社会的所有の形態は、個人的な『道徳的拘束』をつくりだすところか、個人の『道徳』をその階級的拘束から解放するであろうということさえ知らない」。

ここではアソシエーション共産主義＝協同組合共産主義は「所有を労働の属性とする社会的所有の形態」とを採るものと特徴づけられているが、そこにおいては個人のカッコ付きの「道徳」はその階級的拘束から解放されるというのである。したがってアソシエーション共産主義＝協同組合共産主義はそれ自身の道徳をもつのみならず、階級的拘束から解放された真の道徳を発展させるということになる。

3) 「個人的所有の真実化」とはどういうことか

それではこの理論的考察の最後に、『内乱』本文にみえる「個人的所有の真実化」命題をど

う考えたらよいかを検討しておこう。すでに掲記しておいたが、考察対象は次の部分である。『紳士諸君、コミュンは、多数の人間の労働を少数の人間の富と化する、あの階級的所有を廃止しようとした。それは収奪者の収奪を目標とした。それは、現在、主に労働を奴隷化し搾取する手段となっている生産手段、すなわち土地と資本とを自由な生産協同組合労働の純然たる道具に変えることによって、個人的所有を真実にしようと望んだ』。

このパラグラフは、実は『資本論』ドイツ語版初版と同文の第二版の第7篇第23節第10節「資本主義的蓄積の歴史的傾向」におけるいわゆる否定の否定の一節の『フランス語資本論』におけるマルクスの書き替えにかかわっている。いまドイツ語版第二版とフランス語版の当該部分を掲記すると、以下の通りである。

「資本主義的生産様式および資本主義的取得様式は、したがって資本主義的私的所有は、自己労働にもとづく個人的私的所有の第一の否定である。資本主義的生産の否定は、この生産そのものによって自然過程の必然性でもって産み出される。それは否定の否定である。この否定は、個人的所有を再建するが、資本主義時代の成果にもとづいて、すなわち、自由な労働者の協業と土地と労働そのものによって産み出される生産手段の自由な労働者の共同所有にもとづいて、個人的所有を再建するのである」（江夏美千穂訳『第二版資本論』幻灯舎書店、1985年、887ページ。ただし、訳文は若干、変更）。

「資本主義的生産様式に適合する資本主義的取得は、独立した個人的労働の必然的帰結にほかならない私的所有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産はそれ自身、自然の変態を支配する宿命によって、自己自身の否定を産み出す。この否定の否定は、労働者の私的所有を再建するのではなく、資本主義時代の獲得物、すなわち協業と土地とを含めたあらゆる生産手段の共同占有にもとづく、労働者の個人的所有を再建する」（江夏美千穂／上杉聰彦訳『フランス語版資本論』下巻、法政大学出版局、457ページ。ただし、訳文は若干、変更）。

みられるように変更点は三つある。その一つは、ドイツ語版の「自己労働にもとづく個人的私的所有」が「独立した個人的労働の必然的帰結にほかならない私的所有」に変更されたこと、その第二は、ドイツ語版になかった「労働者の私的所有を再建するのではなくて」が新たに付加されたこと、第三は「生産手段の [.....] の共同所有」が「生産手段の共同占有」に変更されたことである。

このフランス語版における変更は、私的所有と個人的所有とを明確に区別し、未来社会における再建されるのは個人的所有であることをドイツ語版より明晰判明に定式化した点では前進的改善点であるといえる。だが、わが国ではマルクスの変更点、とりわけ第三——「生産手段の [.....] 共同所有」の「生産手段の共同占有」への変更を重視し、生産手段の共同占有を資本主義時代の実現されているとみなすとともに「個人的所有（個体的所有）」を「個体的・共同的所有」と捉える平田清明氏の見解を生み出す機縁ともなり、いわゆる個人的所有の再建論争が繰り広げられてきた。だが、『フランス語版資本論』は、平田氏のような理解を成立させ

るものであろうか³⁾。

わたしはこうした疑問から拙稿「アソシエーションと個人的所有の再建論争 フランスの労働者社会主義における共同占有と個人的所有の把握をめぐる」(東京農業大学『オホーツク産業経営論集』第7巻第1号, 1997年)においてフランスの労働者社会主義の伝統的用法として生産手段の共同占有と消費手段の個人的所有という対比的用法がしばしば用いられてきたものであることを示し、平田氏の理解が成立しないことを解明してみた。すなわち早くは主筆のコルボンが執筆したとみられる『アトリエ』第11号(1841年7月)の「産業改革——労働の組織——」がアソシエーション=労働者生産協同組合の原則を問題にしたさい、アソシエーション=労働者生産協同組合の所有形態を「1. 生産については、労働用具の非個人的で譲渡できない共同占有。2. 分配については、消費財の個人的で譲渡可能な所有」(岡部造史訳, 東京農業大学『オホーツク産業経営論集』第7巻第1号, 1997年, 82-83ページ)と定式化している。のみならず同誌の「労働の組織について(新シリーズ 第4論説)」(1845年5月)では「個人的所有の真実化」命題の原型とみなせる以下の規定もみられる。

「われわれの経済システムにおいては、労働用具の共同占有は下層階級に対して個人的所有を構成する以外の目的をもたない」(岡部訳, 同上, 88-89ページ)。

そして同様の思想は、1860年代末期の労働者運動の高揚からパリ・コミュン期において想起され復活する。たとえばこの期の第1インター・パリ支部のリーダーであったヴァルランは、第1インター・パリ支部の公式機関紙の役割を果たしていた『ラ・マルセイエーズ』に掲載された論説「労働者諸組織」^{ソシエテ・ウヴリエール}において、つぎのような見解を提起している。

「工場や製造^{マニファクチュール}所の場長・所長を任命し、ついで彼らが次長や職工長などを任命するような中央集権的かつ権威的な国家にいっさいを帰したくないのなら、またこうして労働者がもはや自由も自発性ももたない、無自覚な歯車装置でしかないような、上から下まで位階制的な労働組織にたち至るなどということ望まないのなら、労働者は、自分の道具を占有(possesion)し、自由の自由にすべきであることを、われわれは認めざるをえない」。(Les sociétés ouvrières *La marseillaise* n° 81, 11 mars 1870. J・ルージュリ 『1871——民衆の中のパリ・コミュン

3) 公平さのために一言しておく、平田氏は1968年8月のソ連と東欧4カ国による“プラハの春”の圧殺後、「市民社会と階級独裁」(『世界』1969年1月号、『市民社会と社会主義』, 岩波書店, 1969年10月, 所収)において「レーニン主義」ロシアを「国家社会主義(国家主義的社会主義の短縮名)」(『市民社会と社会主義』, 336~337ページ)と規定し、マルクスの『フランスにおける内乱』における“可能な”共産主義論における associated labour に着目し、「労働者の自己解放過程は協同連合体 association = Genossenschaft の自覚的形成に媒介された、個体の社会体 = 類体への融合である」(312ページ)と把握し「協同連合体所有 Genossenschaftliches Eigentum の内容的展開こそ『社会的所有』gesellschaftliches Eigentum である」(同上)とみなしていたことは注目し値する。もっとも氏はその個体的所有論に制約され、アソシエーション論についてのより立ち入った論究はなされずに終わっているようである。

ン——』原題：Paris Liblé 1871 [自由パリ 1871]。以下、『1871』と略す。1971。上村祥二・田中正人・吉田仁志訳，コンテ，1987年，20ページ。)⁴⁾。

のみならずこの論説以前にヴァルラン⁵⁾は個人的所有の真実化にかかわる発言もしている。

4) J・ルージェリの『自由パリ 1871』(邦題：1871——民衆の中のパリ・コミューン^{ドキュマンタリ})で「資料整理係^{スト}」として陸軍省歴史文書館(A. H. G.)，国立古文書館(A. N.)，パリ市歴史図書館(B. H. V. P.)，社会史国際研究所(I. I. S. G.)などが所蔵する原史料にもとづきパリ・コミューンの実像を再構成しているが，それによって到達した見地を，以下のように展叙している。

すなわち「コミューン議会には(マルクス主義者)はセライエとエリザベータ・ドミトリエヴァの二人しか存在しなかった」という「いいがかり」(『1871』，181ページ)に対し，「それはどうでもよいことだ」(同)として，「マルクスの思想と実践(彼の信奉者たちの思想と実践はつねにそうだったわけではない)は，マルクス自身つねに述べていたように，(労働者階級の現実の運動)の表現以外のものであることを意図したことは一度としてない。この意味において(現実の運動)たるコミューンは，そうと知らずしてマルクス主義(言葉のマルクスの意味において)を作り出していたのである」(同)としている。

以下の小論では立論の根拠としてルージェリの原史料に大幅に依拠していることを予め，申し述べておきたい。

5) 「新社会の光栄ある先駆者として[……]労働者階級の偉大な胸の内に祭られている」国民文庫，116ページ『全集』第17巻，340ページ。MEGA /22 S. 159.) コミュューンの殉教者たちのうち，アソシアシオン共産主義の形成——放棄工場の徴発令の作成・実行にかかわった人士について，ここでその事蹟を——精粗を免れないとしても——以下，記銘しておくこととしたい。

ア・イ・モロク編『パリ・コミューン』(原題：“Парижская Коммуна 1871 года-Время, События, Люди”，издательство политической литературы, 1970)『1871年のパリ・コミューン(時期 事件 人間)』高橋勝之訳，1971年，大月書店)の第3部「コミューンの活動家たち」は，ヴァルランの事蹟を，以下のように記している。

「ヴァルラン，ウジェーヌ(レイ ウジェーヌ)(1839 1871)——60年代のフランスおよび国際労働者運動のすぐれた活動家の一人。パリ・コミューン議員。ヴァルランのたどった生涯は，フランスの進歩的な労働者たちの一つの世代の典型である。ヴァルランは農民の家庭に生まれ，第二次帝政の初めの頃，首都へ稼ぎに出かけた。当時，プロレタリアートが成長したことと1848年の革命の教訓とにより，もっと意識的な労働者たちは，階級的な組織の問題に直面していた。ヴァルランは製本工として働きながら，同じ職業の労働者の組合を組織し，まもなく彼らのあいだで非常に声望をもつようになった。同職組合(サンディカ)組織でのヴァルランの活動は，1864年にストライキ禁止法が撤廃されてから，とくに大規模になった。1869年，彼の積極的な参加のもとに，パリの30以上もの同職組合が労働組合評議会に結集した。ヴァルランは他の労働者団体——自習サークル，協同組合などでも活動した。1867年に彼のつくった消費協同組合『主婦会』と協同組合的食堂網『釜』(1868 1870)には，たくさんの労働婦人も参加している。

ヴァルランが科学的社会主義に非常に近くなったプロレタリア革命家・社会主義者として成長するのに決定的な意義をもったのは，彼が第一インターナショナルに参加したことである。ヴァルランは，1865年春，パリ・ビューロー員に選出され，ロンドン協議会に出席し，カール・マルクスその他の総評議員と知り合いになった。彼はまた，インターナショナルのジュネーヴ大会(1866年)とバーゼル大会(1869年)にも出席した。ヴァルランはベルギー，スイス，ドイツ，イギリスの労働者運動とも個人的につながりをもち，国際的なプロレタリア闘争の諸問題を知った。彼は60年代後半のフランス労働者のストライキ闘争の指導や反戦行動に積極的に参加した。ヴァルランは，インターナシヨナ

すなわち論説「ストライキと抵抗」では、こういわれている。

「最近まで、われわれは搾取されるがままであったが、それはわれわれが分断されて無力だったからである。しかしこんにちわれわれに対する取扱いも慎重なものになりはじめた。われわれはもう自分を護ることができる。抵抗の時代がきたのである。まもなくわれわれ全員が団結し、相互に助け合えるようになる。その時には、われわれは最大多数であるし、何より生産物すべてがわれわれの労苦の成果 (resultat de notre labeur) なのであるから、権利のうえから、事実のうえでも、われわれの労働の所産をすべてわれわれのものとして要求できるようになる。そのとき、寄生者は地球上から消え去るにちがいない」(Greve et resistance, *Le Travail*, n° 22, 31 october. 1869. 同, 20ページ)。

この個人的所有の真実化の要求は「もてるすべての力を(国際労働者協会のために)役立てる旨、宣言した」(同, 75ページ) 20区監視委員会の決議(1871年2月20日, 23日の監視委員

ルの活動のために、たびたび裁判にかけられた。1868年5月の裁判でおこなったヴァルランの弁論は、19世紀の社会主義宣伝文献の宝庫に入っている。この弁論で彼は、インターナショナル発生の歴史、その綱領を述べ、この弁論は当時、ヨーロッパのいろいろな国語に翻訳され、ロシア語にも訳されている。

ヴァルランは労働者たちを、経済闘争や労働組合設立、ストライキの組織などに引き入れ、労働者運動にとってもっとも有害なブルドン主義の命題の一つを克服するのを助けた。バーゼル大会では、右派ブルドン主義者は私有財産の原則を擁護し、土地の集团的所有に反対したが、ヴァルランはこれらのブルドン主義者に反対して、集産主義者を擁護し、インターナショナルのなかで、プロレタリア社会主義が小ブルジョア改良主義に勝利するのを助けた。ヴァルランはボナパルト政体に反対するフランスのプロレタリアートの勢力を、ねばりよく結集させようとしているうちに、資本の権力を打倒し、社会主義的改造をおこなうためには、プロレタリアートの自主的な政党が必要であることを理解するようになった。

1870年9月4日の革命のとき、ヴァルランはボナパルトの警察から隠れてベルギーに滞在していた。パリに帰ると彼は、労働者大衆の組織に積極的に参加した。

彼は国民軍第193大隊長という自分の職務に大きい注意をはらった。大隊の先頭にたつてヴァルランは、1870年の10月8日のデモ、10月31日の蜂起、1871年1月22日の蜂起に積極的に参加した。国民軍中央委員に選ばれ、国際的なプロレタリア組織の精神で、この委員会のなかで活動することをインターナショナルパリ支部連合評議会から委託された。ヴァルランは、1871年3月18日の革命の指導者の一人で、同時に二つの区(第6区と第18区)から、パリ・コミュン議員に選ばれ、財政委員部委員になった。この委員にはその前に、国民軍中央委員会代表委員として任命されていたのである。4月21日からヴァルランは、食料委員部委員、5月2日から国民軍供給局長、5月5日から軍事委員部委員になった。公安委員会設置には反対投票をし、『少数派』宣言に署名した。5月の諸戦闘の頃は、第6区および第15区の防衛を指導し、5月25日から27日まで軍事問題民間代表委員の職責をはたし、バリケード戦闘を指導した。5月28日、ヴェルサイユ軍に逮捕され、裁判なしに銃殺された。

ヴァルランは、マルクスがコミュンの期間に直接連絡をとっていた少数のフランスの社会主義活動家の一人だった(110-112ページ)。

ヴァルランに関しては井手伸雄「パリ・コミュン前夜におけるウジェーヌ・ヴァルランの思想」(『立正史学』第37号, 1973年)をも参看されたい。

会合同総会で採択)の「原理宣言」においても謳われている。

「監視委員会のメンバーは革命的社会主義の党に属する旨、宣言する。したがって全メンバーは、可能なかぎりの手段を用いてブルジョワジーの諸特権の廃止、^{カースト}支配階級としてのブルジョワジーの資格剥奪、労働者による政権掌握を、一言でいえば、社会的平等を要求し獲得しようとする。雇主階級も、プロレタリアートも、もろもろの階級も、もはや存在してはならない。労働を社会組織の唯一の基礎として認めるのであって、この労働の全成果は労働者のものでなければならない」(国立古文書館、BB²⁴、498. 同、76ページ)。

さらに個人的所有の真実化の要求は3月26日の選挙に臨んでの『第11区共和・民主・社会主義的中央委員会』の綱領において、いっそう明確に述べられている。

労働・生産・分配

集团的労働を組織しなければならない。生活の目的がわれわれの肉体的・知的かつ精神的本質のかぎりない発展である以上、所有権 (propriete) は、社会の富をつくり出す万人の労働の集团的果実 (fruit collectif du travail) の配分に各人が (個々人の協力の度合いに応じて [en raison de sa cooperation individuelle]) あずかる権利でしかなく、またそうでなければならない」(*Les Murailles politiques francaises, Paris, Versailles, la Province, Paris, Lechevalier, 1874, 2vol. pp. 84 85. 同、134ページ*)。

みられるようにこれらの論説において個人的所有の要求とは労働者の労働の成果である全生産物を要求できる権利、「社会の富をつくり出す万人の労働の集团的果実の配分に各人が (個々人の協力の度合いに応じて) あずかる権利」であって、それは既記のように『内乱』の第一草稿においてマルクスがコミュンという政府形態だけが「農民の名自的な土地所有を彼ら自身の労働の果実の真の所有権に転化することができる」と述べたさいの「彼自身の労働の果実の真の所有」と同一の要求である。したがって個人的所有とは、とりも直さず搾取と収奪からまぬがれた全生産物が労働する個人に属する所有ということになる⁶⁾。そしてこのことは前掲の

6) パリ・コミュン敗滅後、手工業職人=独立小生産者の自由な結合にもとづく協同社会 (Associazione) を夢想するマツィーニがインターナショナルとパリ・コミュンに対する誹謗を「イタリア労働者への呼びかけ」(1871年7月13日付『ローマ・デル・ポポロ』に発表)でおこなったさい、エンゲルスは、個人的所有と労働者生産協同組合についてのインターナショナルとコミュンの立場について、以下のような擁護を対置している。行論の都合上、ここでその点の確認をおこなっておきたい。

まず「(マツィーニのインターナショナルに対する関係についてのエンゲルスの演説の報道)[1871年7月25日の総評議会会議についての新聞報道から]においてマツィーニが「インターナショナルの基本原則は「所有の否定 (Negation of Property), それによってすべての労働者から彼の労働の果実を奪いとる。というのは、個人的所有の権利 (right to individual property) は、各人の自分が生産したのに対する権利にほかならないからである」という非難を加えたとき、マルクスの発言に続けて、エンゲルスは「この非難は、経済学のごく初歩についてさえマツィーニが無知であることを暴露するだけである。インターナショナルは、個々人に彼自身の労働の果実を保障する個

パラグラフ自体が語っていることでもある。そしてこの点の指摘は後藤洋氏が「マルクスの『フランスにおける内乱』の研究」(鹿児島大学『経済学論集』第22号, 1984年)でもおこなっておられるので、みておこう。

「引用文中の『個人的所有』なる概念についてであるが、周知のようにこの概念はこれまで多くの解釈がくわえられ、論争の対象とされてきたものである。ここでは『内乱』の文脈にそくして、検討することとしよう。『個人的所有』は、この文脈では『階級的所有』と対置されている。そして『階級的所有』を廃止し『個人的所有』を実現するためには、『生産手段を……自由な協同労働の純然たる道具に変える』ことが必要だとされている。したがって、『個人的所有』は一説にいわれるように生産手段に関する所有のあり方を意味するものではない。ところで『階級的所有』とは、『多数の人間の労働』を『少数の人間の富』とすることを内容としている。多数の人間が労働者であり、少数の人間が資本家であることはいうまでもない。とすれば、『個人的所有』とは、『自由な協同労働』を多数の人間の富とすることを内容とするものであることになる。この場合、多数の人間とは『自由な協同労働』にしたがう労働者自身

人的所有 (individual property, which assures to everyone the fruits of his own labours) を廃止する意図はなく、反対にそれを確立 (establish) しようとする意図しているのである。現在、大衆の労働の果実は、少数者のふところに入っており、そしてこの資本主義的生産制度こそ、マツィーニが手に触れないでおこうと提案しているものであり、またインターナショナルが破壊しようとしているものなのである」(『全集』第17巻, 614-615ページ. MEGA /22, S. 581.) と論駁している。

つぎに労働者生産協同組合についてこの総評議会の演説は、以下のようにいう。「彼はこれらの点(インターナショナルの諸原則 引用者)についてくどくどと述べたてたあとで、イタリアの労働者階級が彼の旗のもとに、インターナショナルに対抗する連盟に強力に結集し、イタリアの未来に確信をもち、その将来と光栄のために働き、みんなができるだけ利潤を得られるように、彼らのあいだで協同組合商店(協同組合工場ではなく)をつくるように勧告して、話を結んだ」(同、『ジ・イスタン・ポスト』1871年7月29日付. 614ページ)。

なお、エンゲルスは3日後の8月28日に執筆した「[マツィーニの反インターナショナル言説]」(『イル・リペロ・ベンシェーロ』, 1871年8月31日付)においてもマツィーニの「イタリア労働者への呼びかけ」を取り上げ、そこでもマツィーニの消費協同組合優先論を批判している。「大扇動家で陰謀家であるマツィーニが、イタリアの労働者たちのために、教養をつみたまえ、できるだけ勉強したまえ(それが、資金なしにやれることであるかのように!)……できるかぎりたくさん消費協同組合 (società cooperative di consumo) (だが、生産協同組合ではない! [nemmeno di produzione!]) をつくるように努力せよ——そして未来を信じよ!!!……という以外に、なんの助言ももっていないことを、イタリアの労働者たちが悟ることが必要である」(同, 369ページ. MEGA /22, S. 259.)。

みられるようにエンゲルスはマルクスが出席し発言している総評議会会議において個人的所有を明確に「個々人に彼自身の労働の果実を保障する」所有と規定している。種々の点でマルクスと異なる見解をもつ評議員もいる総評議会という場でエンゲルスがマルクスと異なる個人的所有論を展開することは考えられないし、学問的厳密さを重んずるマルクスのスタンスからすれば自己とエンゲルスとの理解が異なるとすれば歯に衣を着せずというであろうから、この規定はマルクスとエンゲルスの共有する見解であるとみなしてさしつかえないであろう。

なお、マツィーニの社会思想については北原敦「リソルジメントと統一国家の成立」(岩波講座世界歴史 近代世界の展開)1971年)参照。

にほかならない。したがって問題は労働生産物の取得を中心としている。各人は自由な人間として協同し、労働しながら、そこから産み出される富は、互いに協同する自由な諸個人の取得するところとなる。『個人的所有』とは、以上のような意味に理解されるべきであろう」（80ページ）。

以上のフォローによって明らかになることの一つは、個人的所有が階級的所有と対置されている以上、階級的所有の一形態である私的所有と個人的所有とは異なるものであること、その二は、コミュン戦士たちの個人的所有の要求は労働全収益権にたつものといえるが、全生産物のうち生産手段——土地と資本は「自由な生産協同組合労働の純然たる道具」に変換するために用いられるのであるから、残るところは搾取と収奪を受けない消費財——生活手段である。したがって本文のコンテキストの分析からも、ここでの個人的所有の真実化とは搾取と収奪を受けない消費財——生活手段の個人的所有ということになる。

そこでアソシエーション＝労働者生産協同組合こそが、資本主義時代の獲得物、すなわち協業と土地を含む生産手段の共同占有とにもとづく個人的所有を再建するものであるから、資本主義時代のもとにあっても資本主義的生産の自己否定を産み出す「否定の否定」の要素であるが、真に「否定の否定」の全相貌が表出されるのは革命をへた資本主義生産様式の全面的な揚棄によってであると把握することができる。

4) 「放棄工場の徴発令」の成立とその意義

さて、理論的考察はこれまでにして、パリ・コミュンにおける“可能な”共産主義——アソシエーション共産主義＝協同組合共産主義創設の実際的取り組みに眼を転じよう。

先に『内乱』本文で資本家が放棄した作業場・工場の労働者生産協同組合への引渡し措置が指示されていることをみたが、第一草稿によれば、その引渡し措置は1871年4月16日の「放棄工場の徴発令」にもとづくものである。それは労働・工業・交換委員会（以下、労働・交換委員会と略称）の委員を務めたシャルル・ロンゲ⁷⁾によれば「他からそれを強制されもしないの

7) 前掲モロク編『パリ・コミュン』「コミュンの活動家たち」から。

「ロンゲ、シャルル（1833 1903）——フランスの社会主義者、第一インターナショナルのすぐれた活動家。パリ・コミュンの議員。ブルードン主義者。

商人の家庭に生まれる。60年代の初めからパリで、雄弁家およびジャーナリスト、共和主義的な諸新聞の寄稿家として有名になった。長い間小ブルジョア的社会主義（ブルードン主義）の影響を受けていた。たびたび警察の弾圧を受けた。1865年5月、彼の編集していた新聞『ラ・リヴ・ゴーシュ』の禁止後、ロンゲはベルギーにいき、6月23日からこの新聞の発行を再開した。1865年秋、リエージュで開かれた国際学生大会に出席。ポナバルトの警察の逮捕を逃れるためにロンドンに移住し、インターナショナルフランス人支部に入る。1866年1月9日、総評議員に選ばれ、1月16日、ベルギー担当通信書記に任命された。マルクスの要請によって、ブリュッセルで（1866年）、『国際労働者協会創立宣言』の新訳を準備・発行し、初版（パリ版）のなかにあった誤謬や歪曲を除いた。1866年夏、フランスへの旅行中逮捕され、八カ月の投獄の判決を受けた。1867年10月28日、ふたたびパリで、ジョヴァンニ・ガリバルディ支持、フランス軍のローマ法王援助に抗議するデモに参加して捕まる。

に自分の工場を閉鎖して1871年のコブレンツであるヴェルサイユへ逃亡した企業主どもの政治的敵対を利用して、彼らが、これらの放棄工場を、戦後に決定すべき収用賠償を支払うという条件のもとに、これを労働者諸組合へ委託した」（「エンゲルスの序文の若干の点について」（フランス語版『フランスの内乱』1925年の付録。木下半治訳『フランスの内乱』岩波文庫，所収，184ページ。）ものである。

この政令は「ずっと前に金持のブルジョアたちは逃げてしまっていた。どの工場もどの作業場も門を閉ざしたままであった」（エミール・ゾラ『壊滅』（La Débâcle）。ルーゴン＝マツカール叢書第19巻，1892年。小田光雄訳，論創社，2005年，616ページ）のであってみれば，個人生活と社会生活の再生産過程の復活にとってもっと緊喫の課題に答えるものであって，理論的・実践的にいって「自分たちには『経済学の諸法則の自然発生的な作用にもとづいて』，労働充用の条件として労働から利潤を引き出す権利があるだけでなく，さらに——勝利した革命が彼らの『制度』の『秩序』を脅かす場合には，いつでも人為的な危機を引き起こすために——労働をまったく休止させ，労働者を街頭に放りだす権利がある，と考えている」「産業資本家の慣用手段」に対する対抗手段でもあったのである。

それではパリ・コミューンにおける実際の労働者生産協同組合の実践のなりゆきを追ってみよう。

まず4月16日の放棄工場の徴発令の性格づけであるが，この徴発令は従来，「ブルードンのもの」と評されるかと思えば「バクーニンの影響の強いもの」ともされているが，内容的には「この法令の原則的な意義は，これが資本家の生産用具および生産手段の私的所有の廃止，工業の社会主義的改造の道における最初の強大な一歩であった点にある」（ア・イ・モロク編『パリ・コミューン』，27ページ）という評価が正当な理解であるとみなせよう⁸⁾。

では，放棄工場の徴発令とはどのようなものか。いまその本文の訳文と原文とを並記してお

1870年9月4日の革命後，20区中央共和委員会の委員になり，国民軍第248大隊長になった。この大隊が10月31日の蜂起に参加したので彼は罷免された。1871年3月27日からパリ・コミューンの『官報』の編集長に任命され，5月12日までこの地位にとどまる。4月16日の補欠選挙でロンゲは，パリ・コミューン議員に選ばれ（第16区選出），4月27日から労働・交換委員会の委員になる。公安委員会設置に反対投票し，コミューンの『少数派』宣言に署名。コミューンの敗北後，ロンドンに亡命，ヴェルサイユの軍法会議によって，欠席裁判で死刑の判決を受けた。

ロンゲは第一インターナショナルのロンドン協議会（1871年9月），ハーグ大会（1872年9月）の代議員。マルクスの方針を支持した。コミューンの経験にもとづき，社会主義変革を実現するには，団結したプロレタリア党が必要であることを証明した。しかしその後，また自分の改良主義的な見解に戻り，ポシビリスト【最小限綱領主義者】と接近。1880年の恩赦ののち，フランスに帰国。1886年，市参事会員に選ばれる。ロンゲは1872年からマルクスの長女イェンニーの夫。（165-166ページ）。

8) この徴発令に関して1848年2月革命時，リュクサンブール委員会に集まった労働者代表の構想との比較をおこなっているものに，井手伸雄「『1871年のパリにおける労働の組織』論——1848年のそれとの比較において——」（『立正史學』第36号，1972年）がある。本文中，徴発令を「ブルードンのもの」，あるいは「バクーニンの影響の強いもの」とみる見方があると記したが，典拠はこの井手論文による。

くと、以下の通りである。

放棄工場の徴発令

パリ・コミューンは

多くの工場 (atelier) が、それらを指導してきた者たちによって、市民的義務を免れるために、労働者の利害をも顧みずに放棄しきったことにかんがみ、

こうした卑劣な放棄の結果、コミューン生活に欠けることのできない多数の事業が中断され、労働者の生存が危殆に瀕していることにかんがみ、

左のごとく布告する；

調査委員会を設置するために、労働組合評議会 (Les chambres syndicales ouvrières) を招集する。この委員会の目的に左の通りである。

- (1) 放棄された工場の統計、ならびにそれらの工場が置かれている状態とそれらが包含する労働用具に関する正確な目録の作成
 - (2) これらの工場を放棄した逃亡者によってではなく、そこで雇用されていた労働者たちの協同組合 (l'association cooperative des travailleurs) の手によって早急にこれらの工場を経営するための実際条件を規定する報告書の提出
 - (3) こうした労働者協同組合諸団体 (societes cooperatives ouvrières) の創設プロジェクトを練る上げること
 - (4) 前記雇用主 (patron) が帰還したさいに、これらの工場の労働者協同組合諸団体 (societes ouvrières) への最終的譲渡の諸条件、および労働者協同組合諸団体 (societes) が雇用主 (patron) に支払うべき賠償金分担額に関して裁定を下すべき仲裁審査委員会の設定
- この調査委員会はその報告書をコミューンの労働・交換委員会に差し出さなければならず、労働・交換委員会は最短期間内にコミューンと労働者の利益を満足させる政令案をコミューンに提示すべき義務を負うものとする。

La Commune de Paris,

Considerant qu'une quantité d'ateliers ont été abandonnés par ceux qui les dirigeaient afin d'échapper aux obligations civiles, et sans tenir compte des intérêts des travailleurs ;

Considerant que par suite de ce lâche abandon, de nombreux travaux essentiels à la vie communale se trouvent interrompus, l'existence des travailleurs compromise,

DECRÊTE:

Les chambres syndicales ouvrières sont convoquées à l'effet d'instituer une commis

sion d'enquête ayant pour but :

1. De dresser une statistique des ateliers abandonnes, ainsi qu'un inventaire exact de l'etat dans lequel ils se trouvent et des instruments de travail qu'ils renferment ;
2. De presenter un rapport etablissant les conditions pratiques de la prompte mise en exploitation de ces ateliers, non plus par les deserteurs qui les ont abandonnes, mais par l'association cooperative des travailleurs qui y etaient employes ;
3. D'elaborer un projet de constitution de ces societes cooperatives ouvrieres ;
4. De constituer un jury arbitral qui devra statuer, au retour desdits patrons, sur les conditions de la cession definitive des ateliers aux societes ouvrieres, et sur la quotite de l'indemnite qu'auront a payer les societes aux patrons.

Cette commission d'enquête devra adresser son rapport a la commission communale du travail et de l'echange, qui sera tenue de presenter a la Commune, dans le plus bref delai, le projet de decret donnant satisfaction aux interêt de la Commune et des travailleurs.

Paris, le 16 avril 1871.

(*Journal officiel de la Republique française*, a. 3, n° 79, 20 mars-n° 144, 24 mai. 17 avril 1871. 171ページ. 訳文は異なる)。

この徴発令の起草者はアヴリアル⁹⁾であるが、アヴリアルは左派ブルードン主義者で国際労

9) 前掲モロク編『パリ・コミューン』「コミューンの活動家たち」から。

「アヴリアル, オーギュスタン ジェルマン (1840 1904) — 第一インターナショナル会員, パリ・コミューン議員, 左派ブルードン主義者。

職業は機械工。1859 1865年, 軍隊に勤務。1867年よりパリで労働し, ヴェアルランと近くなり, インターナショナルに加盟。機械工同職組合会議所 (労働組合) の組織者の一人となり, その理事 (世話係) になり, 労働組合評議会の代表になる。インターナショナルの支部『社会調査クラブ』の積極的なメンバー。インターナショナルパリ連合の規約作成に参加。1870年4月, 逮捕された。1870年7月, インターナショナル第3次公判で, 国際労働者協会に加盟していたということで, 2カ月の禁錮と罰金。1870年7月, 迫ってくる戦争に対して抗議してすべての国の勤労者に訴えた国際労働者協会パリ市部の宣言に署名。第二帝政の崩壊後, 獄中から釈放され, パリの第11区区議員に選出された。国民軍第66大隊長になった。1870年10月31日の反民族的・反動的な国防政府に反対する反乱に参加し, このため大隊長の地位を罷免された。インターナショナルパリ支部総評議員会として, 同時にパリ第11区プロレタリア支部書記になる。国民議会代議士候補になる。1871年3月18日の革命の指導者として, 第11区選出パリ・コミューン議員に選ばれる。コミューンの活動に積極的に参加し, 労働交換委員会の委員 (3月29日以後) になり, 執行委員 (4月10日から20日まで) となり, コミューンの多くの重要な社会措置の提案者の一人になる。4月16日, 彼の提案によってコミューンは, 工場主の放棄した仕事を労働者団体に与えるという法令を採択した。パン焼工場の夜業禁止についての決定を, 執行委員会が採択するにあたって大きい役割を演じた。質入品を質入者に無償で渡すというコミューンの法令の提案者になる。私営質屋の完全廃止の問題を提案した。5月3日, 労働者管理を実施する規約草案を提起したルーヴル兵器工場労働者たちを支持した。4月21日から5月15日まで,

働者協会の会員であり、コミュンでは労働・交換委員会の一人である。ちなみにコミュンの（労働省）とも称される労働・交換委員会はアメデ・デュノア編・註の『パリ・コミュン資料文書集』（前掲、木下訳『フランスの内乱』所収）の「デュノア註」によると、以下のような顔振れからなっている。

「労働・交換委員会の〔……〕主な顔振れは、労働・交換代表委員のレオ・フランケル¹⁰⁾、

軍事委員。砲兵隊資材管理長として、連盟兵に武器弾薬を確保するのに力をそそいだ。公安委員会設置に反対し、『少数派』宣言に署名。4月3～4日のヴェルサイユ進撃のさいに、また、“5月の一週間”のときパリケードで勇敢に闘った。

コミュンが弾圧されたのちロンドンに亡命し、インターナショナル総評議会に反対して『1871年のフランス支部』の創立者、通信員書記になるが、まもなく脱退。

1873年2月、第4軍法会議によって、欠席裁判で死刑の判決を受けた。1874～1876年はアルザスで生活し、1876～1880年までスイスに暮らす。恩赦ののちフランスに戻る。さまざまな社会主義団体の活動に参加した」（105～106ページ）。

10) 前掲モロク編『パリ・コミュン』「コミュンの活動家たち」から。

「フランケル、レオ（1844～1896）——ハンガリーおよび国際的な社会主義運動の有名な活動家。第一インターナショナル会員。パリ・コミュン議員、第二インターナショナルの組織者の一人。

職業——宝石工。60年代末からフランスの労働者運動に積極的に参加。インターナショナルパリ諸支部連合評議会委員、パリに在住するドイツ労働者の支部を組織。1870年7月、第3次インターナショナルパリ組織裁判事件で禁錮と罰金を言い渡された。ドイツ軍のパリ攻囲中、国民軍に勤務。ブルジョア国防政府反対の1月22日の蜂起に参加。1871年3月18日革命の指導者たちの一人。

1871年3月26日、パリ・コミュン議員に当選（第13区選出）。コミュンで積極的な役割を果たした。すなわち、3月29日から労働・交換委員会委員、4月5日から財政委員会委員。4月20日から労働・交換委員会代表委員、執行委員会委員。労働者、事務員の労働保護、失業一掃のためにコミュンの政策を指導し、社会主義的変革を実現する同職組合と生産団体の行動を支持した。『われわれは自治体の諸問題を擁護するためだけでなく、社会的改革を実施するためにもここにいるのである』と彼は、4月28日のコミュンの会議でパン焼工場における夜業禁止の法案の審議にあたって述べている。工場主はこの法案の実施に反対していたのである。『わたしはプロレタリアートを擁護するという唯一の委任権を与えられている。何らかの措置が正しければ、それをわたしは受け入れ、工場主たちと相談することなしに実施する。法案によって予定されている措置は正しい。したがってわれわれは、この措置を守らねばならない』。コミュンの注文を受けている裁縫工場主たちが労働者を搾取していることを暴露し、今後はこの注文を労働団体に与えるように提案して、フランケルは、つぎのように強調した。『3月18日の革命が、もっぱら労働者階級によって遂行されたということをわれわれは忘れてはならない。平等を原則とするわれわれが、この階級のために何もしないならば、わたしはコミュンの存在に意義をみとめない』。

フランケルはコミュンのなかに入っていたごくわずかのマルクス主義者の一人で、マルクスと文通しており、労働者立法の問題でマルクスと相談していた。公安委員会設置には賛成投票したが、5月15日のコミュンの『少数派』の宣言には署名している。

“5月の一週間”の戦闘に積極的に参加した。

コミュンが弾圧されたのちイギリスに亡命。軍法会議は欠席裁判でフランケルに死刑を言い渡した。ロンドンにいたとき、インターナショナル総評議会に互選で補充され、オーストリア・ハンガリー担当通信書記になる。ロンドン協議会（1871年）、ハーグ大会（1872年）の代議員。バクーニンとギョームをインターナショナルから除名することに賛成投票。1875年、ドイツに移住し、ドイツから

ブノア・マロン、A・テイス、C・デュボン、アヴリアル、ウージェーズ・ジェラルダンら¹¹⁾、いずれも皆インターナショナルの会員であった(デュノア註)(225ページ)。付言しておく、労働・交換委員会書記のジョルジュ・ベルタンもインターナショナルの会員である¹²⁾。

ちなみに、この徴発令の成立・実施過程にかかわる史実を予めア・イ・モロク編『パリ・コミューン』によって示しておく[資料]の通りである。

それではこの放棄工場の徴発令はいかなる成立経緯をへてつくられたのであろうか。この徴発令の理解に資するところがあると思われるので、その背景的事情をみておこう。

まず、みておくべきなのは、フランス・プロシャ戦争勃発前の70年1月に発表され、「1871年のプログラムをまさしく予告」(『1871』, 24ページ)しているといわれているミリエール¹³⁾

オーストリア ハンガリーに移住した。ハンガリー総労働者党の創立者の一人(1880年創立)。社会主義宣伝のために3度裁判にかけられた。1883年、フランケルはオーストリアに移住し、1889年からパリに住む。

第2インターナショナルの創立に活発に参加し、その第1回パリ大会(1889年)で議長をつとめる。第2インターナショナルのブリュッセル大会(1891年)とチューリヒ大会(1893年)の代議員(144146ページ)。

- 11) ルージェリ『1871』の「人名索引」によるならば、「デュノア註」で挙げられている「ウージェーズ・ジェラルダン」は「シャルル・ジェラルダン」の誤りであると思われる。というのは「労働・交換委員会の委員」を勤めたとされるのは「シャルル・ジェラルダン」のほうであるからである。

「ジェラルダン、シャルル 1843オー＝ラン県 1921パリ。商人。国民衛兵第257大隊隊長。コミューン議員(第17区選出)、保安委員会、渉外委員会、労働・交換委員会、次いで公安委員会に所属。ロッセルを擁護。軍法会議(欠席裁判)で流刑。ロンドンに亡命。特赦後、帰国」(6ページ)。

- 12) ルージェリ『1871』の「人名索引」では、ベルタンは以下のように記されている。

「ベルタン、ジョルジュ 鑄造工。70年4月にインターナショナルに加盟。コミューン下、労働・交換委員会書記。『ラ・レヴォリュシオン・ポリティーク・エ・ソシアル』紙に寄稿。ロンドンに亡命」(14ページ)。

- 13) 前掲モロク編『パリ・コミューン』「コミューンの活動家たち」から。

「ミリエール、ジャン パティスト(1817~1871)——フランスの革命家。左派ブルドン主義的傾向の社会主義者。弁護士。評論家。

労働者の家庭に生まれる。13歳のときから桶屋として働く。1848年の革命当時、社会主義新聞で発言、中央共和協会(議長はブランキ)、革命クラブ(議長はバルベス)およびその他若干の先進的なクラブに入り、革命的・民主的な諸新聞に寄稿。1851年12月2日のボナパルトのクーデターに対する抵抗運動に参加したため、アルジェリアに追放された。1859年の恩赦のあと、フランスに帰国。

1869 1870年に、1869年12月に創刊され、有名な共和主義評論家ロシュフォールの監修のもとに出していた民主的な新聞『ラ・マルセイエーズ』の執筆者兼経営者。この新聞に掲載された諸論文で、民主的・社会的な改良の綱領を述べた。その基礎となった思想は人民の独裁、工場主の放棄した工場企業の労働者生産団体の掌中に譲渡する計画、交換所、および人民銀行の組織。普通非宗教教育の実施。言論・出版・集会・結社の自由の保障、常備軍の撤廃などであった。1870年2月7 8日の共和国宣言事件に参加したため、ミリエールは逮捕・投獄された。

1870年9月4日の革命後、ミリエールはパリ防衛に積極的に参加し、20区中央共和委員会の組織者の一人。国防政府の反民族的・反民主的政策に反対した10月31日の蜂起に参加。1871年2月、国民議

[資料] 放棄工場の徴発令の成立・実施過程

- 4月1日 労働・交換委員会は、各区役所で労働の需要と供給を登録し、パリの失業を一掃するため、労働・交換委員会と連絡する専門下級委員会を、関連のある人びとによって選挙することを決定。
- 4月10日 失業婦人のために、市立製作所開業。
- 4月11日 すべての区に婦人委員会を組織し、コミューンの防備事業に役だてようとパリ市民に呼びかけたアピールを『官報』に掲載。パリの婦人たちの集会、婦人市民臨時中央委員会を選出。これはのちにパリ防衛・負傷者看護婦人同盟中央委員会という名称になった。
- 4月16日 コミューンの会議、工場主が逃亡して放棄した休業工場を調査し、同職組合の労働力によって作業を再開する法令を採択。
- 4月19日 仕立職労働組合評議会は、他の職業の組合評議会とともに、すべての労働者団体に呼びかけ、4月16日付のコミューンの法令にもとづき、放棄された職場を調査し、作業を再開する委員会に代表を選ぶ集会を開くとアピール。アピールには次のように述べられていた。「このように有利な機会を、勤労者階級に対して、政府が与えてくれたことはなかった。いま躊躇することは、労働の解放に対する裏切りを意味するであろう」と。
- 4月23日 機械工組合と金属工組合の会合で、4月16日付の放棄された職場についての法令により、労働・交換委員会へ2人の代表委員を選出。この代表委員たちは「人間の人間による搾取を終わらせ」、「疎外されない資本を、集団的に所有する生産協同組合によって、労働を組織すること」という委託を受けた。
- 4月24日 労働・交換委員会は労働組合評議会に、4月26日以後、もと公共事業省の建物のなかに特別の事務室を与えると公示。
- 4月29日 ペオグラード。社会主義の新聞『ラドニク』でセルビアの革命的民主主義者スヴァトザル・マルコヴィチは、『パリ・コミューン (パンと自治との問題)』という論文を発表し、コミューン戦士の闘争の本質とその綱領とを分析した。コミューンは人びとにパンと仕事を保障し、同盟に結合した自由な社会の連合体を創造しようとしているとこの論文は述べている。
- 5月3日 ルーヴル兵器修理・改造工場従業員は労働者の生産管理を実施するという工場規約を採択。
- 5月4日 大作業場（とくに生産手段、原料、事務所、住居）のすべてを（補償ののち）徴発し、これらの事業所を、協同組合に委託し、組合がコミューンの注文を引き受け、必要な信用を受けるというコミューン議員ウェジニエの提案。
- 5月9日 労働調査・組織委員会は労働組合と労働者団体に、5月15日の労働組合評議会の第1回会議に参集するように呼びかけたアピールを出す。
- 5月12日 請負業者たちのあらゆる契約を再検討し同職組合に優先的に請負作業を与え、労働者の義務的な最低賃金制を樹立する法令の採択。
- 5月15日 第1回労働組合評議会代議員総会。
- 5月16日 労働調査・組織委員会は、すべての労働者団体の代表が、5月18日の規約を討議する委員会に第2回総会へ出席するように招く。
- 5月18日 L. フランケルは、パリの婦人労働を組織し、勤労婦人の同職組合および連合生産協同組合を設置する権限を与えられたということを声明。これにしたがって、パリ防衛・負傷者看護婦人同盟中央委員会は、労働婦人たちが5月18日に集会をひらき、各団体から代表を出して労働組合評議会をつくるよう呼びかけた。各労働組合評議会はまた、勤労婦人連合生産協同組合を組織するため、それぞれ2人の代表を選ぶことになった。
労働組合評議会代表者の会議。
- 5月19日 パリ防衛・負傷者看護婦人同盟中央委員会は、勤労婦人の労働組合評議会、連合生産協同組合を最終的に設立するため、5月21日、第4区区役所に、すべての団体の労働婦人を召集すると発表。
[19日の労働婦人会議の開催の記事なし 引用者]
- 5月21日 ヴェルサイユ軍によるパリ襲撃の最終準備

(資料：ア・イ・モロク編『パリ コミューン』第2部「コミューン戦士の英雄的闘争の72日間 (事件の記録)」より作成。訳文はとこどとこ変更。)

——「ラ・マルセイエーズ」の発刊責任者で、のち、前出第11区選出コミュン議員——の論説「社会問題」(*La Marseillaise*. 1870年1月)である。そこでは労働者革命のもとでの経済革命の出発点に関して、つぎのような提議をおこなっている。

「革命が達成されたとき、すでに雇われている労働者は、雇主が同意するかぎり仕事をつづける。

雇主が仕事を妨げようとする場合には、当の労働者たちによって職業別の全国生産協同組合(*association generale par profession*)に収用される。もし、この全国生産協同組合にとって有用な場合は、雇主もそれに参加できる (...)。

その結果、独裁者たる民衆はただちに、つぎの措置を布告することになる。

第1条。操業休止になっている農業および製造加工業のすべての私有施設、無期限の開店休業になっているすべての企業は、所在地のコミュンによって収用される。

第2条。コミュンは、ひきつづいて、それらをすべて全国生産協同組合に結集した以前の被雇用者および参加可能な者すべてによって操業、経営を遂行する」(同、25ページ)。

ここにはすでに徴発令の典拠とみなしうるものが形づくられている。

つぎに柴田三千雄氏の『パリ・コミュン』(中央新書、1973年)は、パリ攻囲がはじまった70年9月18日のほぼ1ヵ月後の10月13日に、この徴発令と同じ要求が第3区の公開集会で武器製造工場について決議されたと伝えている。柴田氏のいうところを聞こう。

「インター派は、コミュンが発足するや『労働・工場・交換委員会』を拠点にして、コミュンに社会主義的な実質を与えようと努力していた。[.....]

その最も代表的なのは、4月16日の法令である。これは、企業主がヴェルサイユへ逃亡したため放棄されている工場を接收し、この経営をその労働者の協同組合にゆだねようとするもので、まずそれに必要な調査のため各労働組合に調査委員会の設置をうながすものであった。企業家には、将来、彼がパリに帰還したときに組合側が補償金を支払って、最終的に工場を譲渡されることになっていた。

この法令は、放棄工場しか対象としないことや補償金を支払うことのため、これまでは不徹底な措置とみなされ、その理由がインター派に残るブルードン主義の後遺症のせいとされてい

会代議士に選出された。ミリエールはパリとヴェルサイユとを和解されるという企てが失敗してパリに戻る。社会主義の新聞『ラ・コミュン』に寄稿し、各県共和同盟の組織者および指導者の一人になった。この同盟は、コミュンの綱領を宣伝し、地方の住民を味方にするために創立されたものである。

5月26日、ヴェルサイユ軍に逮捕され、裁判抜きで銃殺された。この卑劣な殺害は、ミリエールが先進的な革命的活動家であり、確信をもった社会主義者であったことに対するヴェルサイユ軍部の激しい敵意から起こったものである。ミリエールの銃殺には、外相ジュール・ファーヴルの彼に対する個人的憎悪もからんでいる。ミリエールはジュール・ファーヴルの穢れた過去を、3月18日の革命直前に、出版物で暴露したのであった。銃殺前の彼の最後の言葉は、“人類万歳”であった(155 156ページ)。

た。しかし、この法令とまったくおなじ要求が、前年の10月13日に第3区の公共集会で武器製造工場について決議されている。

4月16日の法令は、国防上の必要から武器製造にかぎられていた民衆の愛国主義的な緊急措置を、労働者の経営管理という一般的な政策へ拡大した点に重要性がある。また放棄工場にかぎられたことは、コミューン下の民衆運動が労働者ばかりでなく親方層や企業主もふくんでいたために、やむをえぬ措置であった」（182-183ページ）。

以上が前史であるが、パリ・コミューンが宣言された3月28日の翌日、すなわち1871年3月29日付の「コミューンの成立」を告げる、パリ・コミューン名の呼びかけは「諸君が確立した代議機関は、諸君の強力な支持によって没落した権力のために惹起された災害」の「回復」にあたっての第一の課題として「瀕死の工場、中絶した労働、麻痺した商取引」に「力強い動力を与える」こと（前掲『フランスの内乱』、附録 パリ・コミューン資料文書集 [アメデ・デュノア編ならびに註]、216ページ）を掲げたのである。

そしてこの呼びかけに呼応して4月10日、「労働・交換委員会に対する婦人同盟中央委員会の請願」がなされる。

「きわ立った搾取を受け、また『パリ防衛・負傷者看護のための婦人同盟』の激的な婦人活動家に指導された婦人たちは、社会革命に関してひどく厳しい要求を掲げていたことを述べておかねばならない。

労働・交換委員会に対する婦人同盟中央委員会の請願

生産者に対して生産物を保証することをめざす労働の再組織化は、さまざまな産業を共同の利益のために利用する自由な生産協同組合（associations productives）によってのみ行なわれうること、こうした生産協同組合の設立は、搾取をおこなう資本の軛から労働を解放することによって、ついに労働者に対し自分自身の利害の管理を保証するであろうこと、またそれと同時に、それが、生産者の社会的諸関係および生産機構の面でおこなうべき差し迫った本質的改革、すなわち、

- (a) 各職種における労働の多様性——同一の肉体運動の連続的の反復は器官および頭脳に有害な作用を及ぼすからである。
- (b) 労働時間の短縮——身体的諸力の消耗は精神的諸力の衰弱を必然的にもたらすからである。
- (c) 両性の労働者のあいだのいっさいの競争の廃止——両者の利害関係はまったく同一であり、両者の連帯・協調は資本に対する労働の決定的かつ全面的なストライキの勝利にとって是非とも必要だからである（……）。

こうした生産協同組合の全般的発展は、

- (1) 労働者大衆のあいだでのプロパガンダおよび組織化（……）
- (2) こうした協同組合を形成するのに必要な資金貸付けのための国家の協力（……）

を必要とすることにかんがみ、

またさらに、過去の社会秩序のなかで婦人の労働がもっとも搾取を受けていたがゆえに、婦人労働の即時の再組織化はまったく緊急を要していることにかんがみ (.....),

これらの理由から、

婦人同盟中央委員会はコミュニンの労働・交換委員会に対して、パリの婦人労働の再組織および配分を中央委員会に任せるよう、まず兵士の装備にかかわる仕事を中央委員会に与えるよう要求する。さらに、当然のことながらこうした仕事だけでは婦人労働者大衆にとって十分ではないことから、ブルジョワどもによって放棄された工場、しかも基本的に婦人がおこなう職種を含む製造所や作用場の経営に必要な金額を連合生産協同組合 (associations productrices federees) に用立てるよう要求する (.....) (* A. H. G. [陸軍歴史文書館], Ly23. 訳文は若干変更)。

労働・交換委員会はこの要請に可能なかぎり速やかに対応した (しかもすでに委員会はいくつかのプランを真剣に検討していた)。婦人諸組織の側では、ぐずぐずすることなく着手していた。血の一週間が始まったとき、すでに多数の作業場 (および学校、作業場 = 学校) がコミューンから有効な援助をえて作動していたのである。最初のいくつかの (婦人労働者生産協同組合) はすでに連合していた。

婦人労働者連合生産協同組合 (Associations productives federees) の一般規約

第1条。婦人同盟生産協同組合のメンバーはみな、まさにそのことによって国際労働者協会のメンバーである (.....)。

第2条。パリのあらゆる婦人労働者生産協同組合は相互に連合し、婦人同盟の区委員会に付属する。

第3条。前記協同組合は中央委員会を介して、生産物の輸出および交換を容易ならしめるために、フランスおよび外国の同種の協同組合と関係をもつ。そのために、セールスウーマンや婦人出張販売人が雇われる。

第4条。各協同組合はその内部運営について自律性を保持する。

第5条。各協同組合の運営は、組合員の自由選挙によって選ばれる委員会が担当する。この委員会は、その区委員会に対して組織の歩み、および資金の運用に関して毎日詳細な報告をおこなう義務を負う (.....) (* A. H. G., Ly23) (『1871』, 169-171ページ。訳文は若干変更)。

ちなみに、この婦人同盟中央委員会の請願・一般規約について、井手伸雄「1871年のパリ・コミューン下における労働の組織化の試み——婦人労働の場合」(立正大学文学部西洋史研究室内 酒井三郎博士喜寿記念事業会編『酒井三郎博士喜寿記念 世界史研究論叢』, 1977年所収)は、これを「婦人同盟案」と呼び、この同盟案の作成者は、3月にマルクスによってパリに派遣されたドミートリエヴァ¹⁴⁾とあるとして、以下のような評価を与えている。

14) 前掲モロク編『パリ・コミューン』「コミューンの活動家たち」から。

「婦人同盟案についてまず注意される点は、それが労働委員会に対する報告というよりむしろ、要請書ないし宣言文という文体と内容を持っていることであろう。その冒頭の一節は生産協同組合の設立によって『資本の軛から労働を解放』し、生産者自身による生産管理の実現を図るという『労働の組織化』の思想を鮮明に表現している。この思想こそ、第一インター・パリ支部に集った労働運動指導者たちが、7月王制期以来の、とくに1848年の生産協同組合運動の経験を踏み台に、労働者階級の解放を実現すべき新しい社会編成の構想としてコムニオン前夜に到達した思想であり、また労働・交換委員会がその実現に努力した目標でもあった。放棄工場の接收とその労働者協同組合による管理運営を定めた4月16日法令は、そのひとつのあらわれであり、婦人労働に関しても決して例外ではありえなかった。否、むしろ婦人同盟にとって『過去の社会秩序において婦人労働者が最も搾取された』存在であったために、それはより緊急な問題と考えられたのである」(145ページ)

なお、この婦人労働者の生産協同組合の組織に向けての活動に関して、柴田氏も前掲『パリ・コムニオン』で、以下のような解説を付している。

「4月上旬に生まれた『パリ防衛・負傷者看護のための婦人同盟』は、[.....] 諸地区の女性活動家の連合組織である。その活動目的は野戦病院、炊き出し、バリケード構築など直接に戦闘と結びつくが、この同盟の中心人物はマルクスの知合いのロシアの亡命貴族エリザベータ＝ドミートリエヴァとル・メル¹⁵⁾であり、明らかに社会主義の方向をめざしていた。そのあらわ

「ドミートリエヴァ (ペンネーム。クシレワ出身)、エリザベータ・ルキーニチナ (1851年生まれ、——没年不明) ——有名なロシアの婦人革命家。第1インターナショナルおよびパリ・コムニオンの活動家。

ブスコフ県の地主の家庭に生まれた。家庭教育を受け、早くからチェルヌィシエフスキーその他の革命的民主主義者の著述を知る。退役軍人エム・エヌ・トマノフスキーと偽装結婚をして、国外に出ることができた。1868年末からジュネーヴに居住。ロシアの若い亡命者たちのサークルに入り、スイスの労働者運動に積極的に参加。ドミートリエヴァは、1869 1870年の冬、ジュネーヴに第一インターナショナルロシア支部を組織した一人で、バクーニン派に反対する総評議会の闘争を支持した。1870年12月からロンドンに滞在、マルクスとも知り、その娘たちとも親しくなった。

1871年3月28日、パリにいき、コムニオンの最後の日までパリにとどまる。パリのインターナショナルの指導者たち——フランケル、マロン、ヴァルラン、セライエ——とたえず連絡をとり、パリ防衛・負傷者看護婦人同盟創立に重要な役割を演じた。これは事実上インターナショナルの支部であった。ドミートリエヴァは婦人労働者たちのあいだで非常に権威をもっていた。5月の“流血の一週間”の頃は、市街戦に参加。

コムニオンの破壊後、ジュネーヴに出国することができ、ついでロシアに移住し、ペンネームのために警察には突き止められなかった。1878年から、二人目の夫イ・エム・ダヴィドフスキーについて、クラスノヤルスク地方にいき、そこで暮らした」(135ページ)。

15) 前掲モロク編『パリ・コムニオン』「コムニオンの活動家たち」から。

「ル・メル、ナタリー (1826 1913) ——フランスの労働婦人。パリ・コムニオンのすぐれた活動家、第1インターナショナル会員。

地方で書籍販売に従事。破産してパリに移住し、小冊子製本工として働く。

れが、4月10日の労働・交換委員会の回状にみられる女性労働の組織化の計画である。これは、各区ごとにコミューンの資金援助と場所の提供によって女性の生産協同組合を設置しようという計画で、男子をパリ防衛にとられて内職を求める女性たちの希望を、中間搾取のない社会主義的方向に組織化しようという長期的な構想であった。これを提案したのは婦人同盟であり、各区の組織を動員して希望者の登録をつのって実現に努力したが、その最初の集会は『血の週間』直前の5月18日であった」(186ページ)。

このようにみえてくると、4月16日の「放棄工場の徴発令」は、諸事情の力によって倉皇のうちに採択されたとはいえ、フランス人の労働者社会主義におけるアソシエーション社会主義＝協同組合社会主義の最良の伝統と第一インターナショナルの『創立宣言』、「協同組合労働についての中央評議会代議員への指示」のアソシエーション社会主義＝協同組合社会主義の交点のうちに成り立ったものといってよいであろう。

ちなみにマルクスは『内乱』本文において労働者協同組合諸団体を *co-operative societies* と表記しているが、それは明らかにこの徴発令の(3)項で作り上げられるべきものとされている *societes co-operatives ouvrieres* の言い換えであり、(4)でみるように個々の労働者協同組合工場はこの労働者協同組合諸団体に最終的に譲渡されるとしている。したがって、この労働者協同組合諸団体が個々の労働者協同組合の所有主体となり、個々の労働者協同組合は占有権をもつことになる。

したがって『内乱』本文は、徴発令が規定しているシステム作動の条件をふまえて記されているのである。

以上の追究にたつてここで付言しておく、海野八尋氏は「起死回生の社会主義論」(季刊『窓』22 1994年12月)において、上記の“可能な”共産主義の一節を引用されて「われわれの見地からすれば、システムが作動する条件が不明なまじり、これはまだ未熟な着想である」(83ページ)と一蹴されているが、この一蹴は氏が徴発令と一体をなすものとして“可能な”共産主義論を考察する労を省かれている不明によるものであると考えられる¹⁶⁾。

60年代に、ヴァルランの指導のもとに製本婦人労働組合を組織する。1866年からのインターナショナルの会員で、ル・メルは消費協同組合食堂「釜」の設立に積極的に参加(1870年には4つできていた)。食堂は文書の閲覧、労働者集会会場、自習サークルの学習に利用された。

ドイツ軍のパリ攻囲中、クラブ活動に参加。コミューンの時期にはル・メルは、パリ防備・負傷者看護婦人同盟の指導者の一人。同盟の執行委員の一員として、また、失業一掃婦人仕事場の設置、労働婦人をインターナショナル支部へ参加させることにも活動、コミューンの最後の頃は、パリケードで闘った50人の婦人グループを指揮。コミューンの崩壊後、自殺を企てる。ニュー・カレドニアに追放され、1879年、パリに戻る」(164-165ページ)。

16) 海野氏の「起死回生の社会主義論」はソ連崩壊後の社会主義論の動向を「4つの流れ」に大約して諸論点を整理した研究動向フォローとしては、啓発的である。氏が旧ソ連・東欧社会を「国家社会主義」と性格規定をされ、そのことの根拠を明示している点には賛意を表するものであるが、氏の提起される「労働者(企業構成員)集団所有・参加による市場経済における搾取の廃止(緩和)と自己責

それではこの徴発令はいかに実施に移されようとしたか。

「労働組合の4分の3（少なくとも）が解体されていた。しかし[再組織化の]仕事は大々的に開始されていたのである。機械工労働組合評議会は主導権を發揮し、ただちにその周囲に、強力な婦人同盟を除いて他の10の職業を結集させた。10とはいえ、些細なものではない職業、すなわち仕立工、靴製造工、高級家具製造工、指物工、装身具細工師、石版工、.....を結集したのである。これらのみが、労働運動が当時陥っていた混乱のなかでも組織されたまま残っていた。

5月18日、それらは（4月16日の政令にしがって）、かつ（全同職組合）の名において、調査および労働の組織化の委員会を結成した。

各同職組合は、その同職組合の総会において選任された5名の代表をそこ[委員会]に送る（.....）。執行委員会が、全同職組合の総会において選任される（.....）。執行委員会の任期は18カ月であり（.....）、3つの同職組合の代表の要求にもとづき、総会において解任されうる。執行委員会は、労働者同職組合と労働・交換委員会のあいだの仲介役をつとめる。執行委員会は総会が下したすべての決定を労働・交換委員会に委ね、それらが審議されたならば、それらを実行する。

同職組合の全代表は執行委員会に対して、彼らの抱く要求および不満を提出しなければならない。

執行委員会は、協同組合の結成を早めるために、連帯の諸原理の発展をめざすあらゆる手段を追求することを目的とする（.....）（*A. H. G., Ly22）。

コミュニケーションの（労働省）は、プロレタリアートの大きいなる不満の代弁者でもあるパリの労働組合すべての協力を得ていたのであり、またその協力を追求した。少なくとも6つの職業がすでに積極的に調査をおこなっていた。ヴェジニエ¹⁷⁾は、5月4日、コミュニケーション議会に対して、以下のことを提案した。

- (1) 詳しい調査および専門家によって設定されるその後の補償額にもとづく、独占者たちの

任制の確立、政治的民主主義原理で構成された国家による調整という『市場社会主義』論（86ページ）は理解しにくい。というのは、氏は「『協同組合』を労働者の支配する企業体と理解すれば、この説はブハーリン、マンデルと変わらない空想的なものだ」（83ページ）しているが、氏のいう「労働者（企業構成員）集団所有・参加による市場経済における搾取の廃止（緩和）と自己責任制の確立」を担保する企業体は実質において主要な形態としては協同組合——「搾取の廃止」に力点をおくならばワーカーズ・コープ——しかありえないのではないかと考えられるからである。いずれにしても氏が氏の「市場社会主義」を担う企業体を示さない限り、システムがどのように作動するかは不明のままであるといわざるをえない。

17) ルージェリ『1871』の「人名索引」では、「ヴェジニエ」は、以下のように記されている。

「ヴェジニエ、ピエール 1824マコン〜？。ジャーナリスト。機械工。既婚。インタ・ナショナルのメンバー、コミュニケーション議員（補選、第1区選出）、『官報』編集。軍法会議（欠席裁判）で死刑。ロンドンへ亡命。特赦後、帰国。1880年代、社会主義者として活動」（3ページ）。

あらゆる大作業場 (les grands ateliers des monopoleurs), 彼らの道具, 機械, 原材料, 備品, 部屋等の徴発,

(2) これらの作業場を要求する労働者生産協同組合に対してのそれらの一時的譲渡 (cession provisoire) (.....)」(『1871』, 172 173ページ)。

こうみると、4月16日の放棄工場の徴発令の発令後、労働組合評議会に依拠した調査委員会が徴発令で謳われた「放棄された工場の統計、ならびにそれらの工場が置かれている状態とそれらが包含する労働用具に関する正確な目録の作成」作業と「雇主に対して支払うべき賠償金分担額に関して裁定を下す」調停審査委員会の作業とを鋭意、押し進めていたことがうかがえる。

そこでJ・ルージェリは、こうした実施過程を踏まえて、こういう。

「ともかくもいまやわれわれには、コミューンの社会主義、1871年の社会主義がいかなるものであったかがわかる。それは依然として多くの特徴点で、1848年に試みられた実験に類似している。仕事のない人びとに仕事を与えること——当時、これは急を要する任務であったにせよ——だけが問題となっていたのではない。いっさいが協同組合コオペラティヴ的で自由な労働者協同組織アソシエーションに立脚していたのである。協同組合ではあるが、しかし、帝政が黙認、さらには奨励した限定的で、時として(ブルジョワ化された)あの小規模企業というめられたイメージ(つねにあまりにも多くの歴史家が抱いているイメージ)のものではまったくない。つまり60年代末に近代的な形態をまとった職業的労働組合によって形成され、管理される協同組織なのである。協同組織は少しずつ拡大し(コミューンの援助のおかげで)、よけいな暴力を使うことなく無用の雇主の所有権を奪いつつあった。協同組織は、利益を追求するのではなく、生産者に対して彼の生産物の全価値を平等に割り当てることを追求することによって、よりうまく作動するのであり、したがって、存続を望んでいた雇主による企業に勝つほかにありえなかった。やがて労働組合評議会は集産化された生産装置全体を各職種において掌握するとされる。まさに、これらの労働組合評議会が連合する(パリで全国的に、また国際的に。模範は必然的に伝染するとされる)ことによって、いまや事物の管理を確実なものとするというのである。これはユートピアなのだろうか。だが、いかなる社会主義にもわずかばかりのユートピア主義が存在するのではないだろうか」(同、173 174ページ)。

この概括は大きな方向性の確認としては是認しうが、「コミューンの社会主義」・「1871年の社会主義」を「職業的労働組合によって形成され、管理される協同組織」であって、そこでの「労働組合評議会は集産化された生産装置全体を各職種において掌握する」ものとして捉えている点はいささかサンディカニズム的であり、4月16日付の放棄工場の徴発令の政策的スキームとも合致していない。

そこでここで徴発令本文に立ち帰ってその政策スキームをみておかなければならない。

徴発令本文をみてまず知りうることは、放棄工場がコミューンに徴発・収用されていること

からすれば、徴発工場は一時的国有化——厳密には国家による領有——の状態にあることである。

したがってここでは一見『共産党宣言』と同様、「すべての生産用具を国家の手に [.....] 集中」する局面の現出が予定されているかにみえるが、しかし、「国有諸工場 [.....] の増加」(前出服部訳, 84 85ページ) に赴くのではなく、労働者生産協同組合が生産手段を占有し、労働者生産協同組合が最終的な所有主体であるとされている点で、移行形態としては『宣言』でみられる国家社会主義の局面を経ることなくアソシエーション社会主義 = 協同組合社会主義への直接的移行が考えられているといえる。

第二は、当該放棄工場に逃亡工場主 = 資本家を帰還させるのではなく、そこに雇用されていた労働者を占有主体として労働者生産協同組合が組織され経営されること、『創立宣言』の表現を借りれば「働き手の階級を雇用する主人の階級がいなくてもやっていけるということ、労働手段は、それが果実を生み出すためには、働く人自身に対する支配の手段、強奪の手段として独占されるには及ばないということ」を明証するとされている点である。

第三は、個々の労働者生産協同組合がその剰余労働でもって放棄工場の買取り資金をつくりだし、逃亡工業主 = 資本家に補償する場合、これらの諸工場は個々の労働者生産協同組合に一時的に譲渡されるとしても労働組合評議会の協力によって職業別に編成された協同組合諸団体(ソシエテ・コオペラティヴ・ウヴリエール) に所有権が最終的に譲渡されるとされている点である。

つまりここではミリエールの「社会問題」における提議——「雇主が仕事を妨げようとする場合には、当の労働者たちによって職業別の全国生産協同組合(アソシアシオン・ジェネラル)に収用される」という構想が採用されているのである。したがって労働組合評議会の役割は徴発令本文が示すように調査委員会を通じての職業別に編成された協同組合諸団体の組織化におかれているとみるべきで、ルージェリがいうように「集産化された生産装置全体を各職種において掌握する」ものとみなすのは「コムン社会主義」・「1871年の社会主義」の本来的構想の実質を見誤るものといわなければならないであろう。

そこで以上述べてきたことを集約すると、労働者生産協同組合諸団体が当該職業部門の諸生産手段の所有主体となっていて、個々の労働者生産協同組合は個々の生産手段を共同占有するという関係が成立するが、生活手段に関しては個々の労働者生産協同組合を構成する組合員の労働の質と量に応じて個人的所有として分配される。そしてここにあっては基礎的生産単位としての個々の生産協同組合——職業別生産協同組合諸団体——全国的生産協同組合連合体の三層の重層構造をもつ経営・経済システムが予定されていたといえる。

こうみてきたとき、触れておくべきなのは望月清司氏が『ゴータ綱領批判』(岩波文庫, 1975年)の「訳者解説」において単位協同組合と協同組合諸団体の連合体との関係について筆者の把握と逆の把握を提示されていることである。

『フランスの内乱』は、『連合した諸協同組合 (united cooperative societies) が一箇の共同計画にもとづいて全国の生産を調整し、それを自分の統制のもとにおく』ことで資本主義特有の無政府的生産と恐慌に終止符をうつことができるといい、『これこそ「可能な」共産主義でなくてなんであろうか!』と叫んでいる。これからうかがうとマルクスは、個々の生産単位が所有権をともなう協同組合的結社をなし、その諸単位が連合して社会全体の協同組合組織をつくる、というふうな重層関係を考えていたふしがあり、その点レーニ的な『全社会＝一工場』的中央集権論をとらなかつたようにみえる」(228ページ)。

たしかに労働・交換委員会の放棄工場の徴発令、マルクスの“可能な”共産主義論は協同組合の編成について「重層関係を考え」ており、この点で「レーニ的な『全社会＝一工場』的中央集権制論をとらなかつた」とはいえるが——そしてこのことを1970年代の半ばにおいて指摘した点は氏の卓見であるとしても——、ただ望月氏が引用している「連合した諸協同組合」(united cooperative societies) というフレーズが依拠している放棄工場の徴発令の原文がその4項において、所有権に関して個々の協同組合工場の労働者協同組合諸団体への「最終的譲渡」(cession definitive) と記していることからすれば——氏も「ふし」といって確言されていないとしても——「個々の生産単位が所有権をともなう協同組合的結社」という氏の把握は成立しないというべきであろう。

それではこのような三層の重層構造をも経営・経済システムは、わが国におけるこれまでの議論との関係ではどのように位置づけられるであろうか。このシステムは国分幸氏の『デスポティズムとアソシアシオン構想』(世界書院、1998年)における分類にしたがえば「分権的計画経済」に属し「各産業部門別の協同組合相互間ならび産業部門相互間の『協議』による下からの積上げ方式」(292ページ)をとるものと位置づけられる。もっとも国分氏は、この方式の「現実性」に「重大な疑惑」(293 294ページ)をもっているようであるが、ここにはフランスの労働者社会主義の伝統を受け継ぐ先進的労働者の英知の結晶がある。というのはもし基礎的生産単位である個々の単位協同組合が所有権をもつならば、生産協同組合同士の競争は免れず、そこにはいかなれば協同組合型市場社会主義が現出することはあっても市場経済の揚棄はなされず、逆に全国的な協同組合連合体に所有権を認めるならば、ソ連型国家社会主義とあまり変わらない中央集権型協同社会主義が生まれると予期しうからである。そうであってみれば労働者生産協同組合諸団体＝職業別労働者生産協同組合連合体が所有権をもち、単位生産協同組合が占有権をもち全国的生産協同組合連合体に規制・コントロール機能をもたせるという構造はかのオデュッセウスが直面したスキュラとカリュブデイスの両方の難に陥入することを回避した巧みな仕掛け装置であるというべきであろう。

しかし個々の労働者生産協同組合が個々の生産手段を共同占有し労働者生産協同組合諸団体が、当該職業部門の諸生産手段の所有主体となってその協同組合諸団体の連合体が全国的連合体を形づくるという関係は、『ノーツ・トゥ・ザ・ピープル』の協同組合・協同組合運動3論

説で同一の職業部門に属する A, B, C 等々の労働者生産協同組合の地方センターが所有主体となって A, B, C 等がその支部となり地方センターが「全国的連合体」を構成するという関係と同一であり、その対応物にほかならない。したがって協同組合・協同組合運動3論説の構想は奇しくもパリ・コミュニケーションの放棄工場の徴発令で具体的な組織構想として再現され、実施されつつあったことになる。

マルクスが『内乱』の最終テキストの完成に全力を注いでいた5月23日の総評議会でおこなった「[パリ・コミュニケーションについてのマルクスの演説の記録] (1871年5月23日の総評議会議事録から)」において「コミュニケーションの原則は永遠であり、それを押しつぶすことはできない。この原則は、くりかえしくりかえし発現して、結局は労働者階級は解放されるであろう」(『全集』第17巻, 606ページ)と述べたとき、この符合をも念頭においていたとみてもよいのではないであろうか。

のみならず親生産協同組合が子生産協同組合、孫生産協同組合を雪達磨式に生み出す協同組合アソシエーションの拡大再生産——漸進的浸透路線は、コミュニケーション権力のもとでもっとも現実的な方策としてインターナショナル会員の労働者自身によってインターナショナルの採るべき路線として提起されてもいたのである。すなわちルージェリは「4月16日からコミュニケーションの社会主義的な労働・交換委員会が着手しようとしたもの」で「(自主管理)^{オートジエスティオン}に委ねられた最初の作業場が実施に努めた」(『1871』, 228-229ページ)構想の代表的な一例として彫刻工E・プリスムールの「即座に必要とされる社会革命」構想を、以下のように紹介している。

「わたしは、インターナショナルに、その本来の任務をさらに推進しつつ、パリ市内の加盟者全員を同職組合^{コルボラシオン}毎に結集させることをめざして、次のことを提案する。すなわちすべての同職組合は、各自見出しうるかぎり有能な組合長^{シエフ}を選出すること。

組合長は、インターナショナル全体の貸付けに支援されて、同職組合のためのいくつかの協同作業場をもつ施設 (une maison avec des communs pour la corporation) を設置することができる。その施設の任務は、パリ市内にもあって、あらゆる事業を可能なかぎり有利な価格で起こすことである。それだけではなく雇主の企業との競争がある場合は、雇主が雇っている労働者を情容赦なく搾取するのでなければ、長くはもちこたえられなくなるような価格でとする。しかしそうした搾取は労働者をして必ずや自らの利益を護るためにわれわれの隊列に参加させずにおかないし、そのことから、それらの労働者は、最強のストライキを組織するようになる。

そうした事態を実現するためには、われわれの共通の母であるインターナショナルがパリに、自己資金で、あるいは加盟員全員の拠金によって、もっとも不可欠でもっとも大きな同職組合を一つないし二つ設立することが必要であろう。これらの同職組合はひとたび設立されると、見つけた仕事はすべて自分のものとしていくであろう。そして有利に運営されると、生産物の10ないし15パーセントの控除も容易におこなわれ、別の同職組合の設立に回すことができるよ

うになる (.....)。諸君もおわかりのとおり、最初の同職組合の運営機構は、そのあと引き続きさまざまな団体を設立していくうえで、モデルとしてまた手段として役立つのである。さらにこうした方法でわれわれがひとたび、^{パトロナージュ}後見^{パトロナージュ}というかたちの私的搾取をすべて廃棄し、自分自身の労働の主人となる時には、われわれは容易に、商業と資本をわれわれの法律のもとにおくようになる。

他の地方^{ペイ}の同職組合もすべて同じやり方で、もちろんインターナショナルの協力をえて、同じことをなし、(.....) ついには単一の普遍的協同組合 (l' association universelle) に到達するであろう。われわれがこうして自分の労働の主人となるにいたり、インターナショナルが、あらゆる産業でもっとも有能な労働者を取り込むようになると、その時には、インターナショナルは自らの責任において、巨大な国立商店 (vastes magasins nationaux) を設け、わずか10ないし15パーセントの利益で商品を販売できるようになる (.....)。雇主と商人が大きな儲けを引き出すために、きまってピンはねしている商品よりも (これらの商品は) 平均して35パーセントは安価になろう (.....)」 (『1871』, 227-228ページ。訳文は同一ではない部分がある)。

第四は、償却の問題である。マルクスは徴発令における有償の償却期間の設定に異議を唱えていないが、これはいかなる理由によるのであろうか。『資本論』第1巻第7篇「資本の蓄積過程」第21章「単純再生産」によれば、資本主義的生産過程をその更新の絶えざる流れのなかで考察すると、一定の年数が経過したのちには、どの資本も「資本化された剰余価値」、「他人の不払労働の体化物」 (『資本論』 b, 971-973ページ) になるのであって、第22章「剰余価値の資本への転化」においても、資本の蓄積のもとでは、所有は資本家の側では他人の不払労働、またはその生産物を取得する権利として現われ、労働者の側で自分自身の生産物を取得することの不可能性として現われ、「商品生産の所有諸法則は資本主義的取得の諸法則に転換する。したがって「最初に前貸しされたすべての資本は資本に再転化された剰余価値、剰余生産物に比べるとしだいに消滅していく大きさ (数学的意味での無限小) になる」 (同, 1000-1003ページ)。

そうだとすれば、放棄工場に関しても有償の償却をする必要はなく無償でよいことになる。

それなのになぜ有償なのであろうか。これには二つの理由が考えられる。その一つは、コミューンは「階級闘争がもっとも合理的で人道的な方法でその様々な局面を通過することのできる合理的環境をつくりだす」ものとされていることである。したがってこの事例は「もっとも合理的で人道的な方法で合理的環境をつくりだす」事例に相当するとみられる。その二つは、放棄工場主 = 資本家に自らの剰余労働であがなった有償償却をすることによって労働者による労働手段の直接的所有が名実とも確立し労働者生産協同組合が労働者自身の創造物であるという内質を獲得することである。くわえて有償償却であることによって労働者は買い取った労働手段を愛護し、つとめて不変資本の充用上の節約をおこない、労働生産性の向上が自己の個人

的所有の豊富化につながる体験をなしうることになる。つまり、ふたたび『創立宣言』の表現を借りれば、「自発的な手、いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤労にしたがう協同組合労働」が生み出されることになる。

したがって国家が放棄工場を領有しても職業別協同組合諸団体に最終的に譲渡されるまでの期間——有償額の償却期間は個々の労働者生産協同組合の剰余労働創出能力にまつとしても、それほど長期を予定するものではなかったといつてよいであろう。

マルクスは1881年2月22日付のF・D・ニーウェンホイス宛の手紙で「フランス銀行の接收だけでも、ヴェルサイユ派の大威張りの幕を恐怖のうちに閉じさせたでしょう」（『全集』第35巻、132ページ）と述べたが、フランス銀行の接收によって『チャーティスト綱領』と協同組合・協同組合3論説で提示されていた信用基金の開設がなされ老朽施設の廃棄、新規設備の導入のための融資がなされるならば、特別剰余価値の取得によって有償償却の期間はさらに短縮されたとであろうが、しかし、パリ・コミュン時にはこのことはかなわなかったのである。

そこで上記の政策スキームをもった放棄工場の徴発令が大きな情熱をもって実施の途につきつつあることを知ったとき、マルクスが“可能な”共産主義を語りうる素材をえたとみなしたとしても不思議ではないし、まして労働・交換委員会書記のベルタンが5月14日に「現存するもろもろの生産協同組合（association）の発展を促進すること、それは新たな生産協同組合の形成をひき起こすことであり、またまさにそのことによって労働を資本の搾取から守ることであり、それは同時に、王党派的資本家の影響力から労働者を守ることでもある（* A. H. G., 未整理文章）」（『1871』167ページ）と語っていたことを知りえたならば、いっそうその意を強くしたであろうと考えられるのである。

そしてそれとともに『共産党宣言』の段階でいまだ説明すべき諸論点として残されたもののうち、第4点の論点「生産手段の国家的集中の局面から協同組合連合体をつくっている諸個人の集積への転移はいかにしてなされるかが明らかでない点」に関しても、「放棄工場の徴発令」の政策的スキームのなかで徴発され一時的に国有化された工場の有償償却による協同組合諸団体への最終的譲渡という方式が実践的方途として提示され試行されるなかで、解答をうるとにも変容をもとげるに至ったといえる。

それゆえに放棄工場の徴発令は「人民の命令によって（par decret du peuple）導入されるようなできあいのユートピア」（前掲『内乱』国民文庫、87ページ）ではなくてフランス人民・プロレタリアートが幾多の失敗から学んだ歴史的創意の産物というべきものであったといえるのである。

したがって第一インターパリ支部のコミュン戦士たち、そしてその壮大な歴史的実験を宣揚したマルクスにあっては、ソ連型社会主義が陥った国家社会主義の局面の固定化・永続化は資本主義から社会主義の移行過程の大道からの大いなる歴史的逸脱とみなすべきものであったというべきであろう。

5) 労働者生産協同組合の育成と国家の役割

それではコミューン政府は放棄工場の徴発令の発令以外に労働者生産協同組合の発展のためにいかなる支持を与えたであろうか。

その一つは、官公需の労働者生産協同組合への優先割当て、施設供与、短期の信用貸しである。いま、それらの主要な事例を適記しておこう。

「労働・交換委員会の4月16日付け通達^{シルキュレル}が促したように、回しうるすべての仕事、まず市および国民衛兵からの仕事がそれらの生産協同組合に対して与えられた。

きわめて多数の産業において形成された労働者連帯施設の発展を促進するために、われわれは、区庁、省および官公庁に対してあらゆる種類の購入を完全に優先的に生産協同組合 (Association de productive) からおこなうよう勧めるべきであると信じている。

こうした措置のもつ重要性について、それがもたらす利点について、また、われわれがそのために戦っているもろもろの権利の観点からしてそれがもつ高い徳性については、くどくど述べるまでもない (* A. H. G., 未整理文書) (『1871』167 168ページ)。

「すでに存在していた生産協同組合 (Association), つまりブリキ工協同組合, サン=モール街15番地の冶金業協同組合, ヴォルブ, マレシャル^{ユニオン}鑄鉄工同盟, ……に仕事が回された。また, 印刷一般協同組合はいわば^{コミユナル}(市立)印刷局であった。やはり労働組合評議会の梃子入れによってつくり出されたもの, たとえば仕立工 (少なくとも一区に一つ参加団体が存在), 室内装飾工, 建築金具工, 皮革労働者, 獣脂溶^{ろう}蠟工……の協同組合にも仕事がまわされた。

獣脂溶蠟工同職組合のメンバーたる下記署名者を一方とし, 労働・交換省への代表員および商業委員会代表委員を他方とする両者は,

以下のような含意をみた。

第1条。獣脂溶蠟工協同組合 (Societe cooperative) は, コミュューンの責任で屠殺される家畜からとれる枝状獣脂の全面取得について入札する (……)。

第6条。組合は, その規約が要求している通り, 臨時雇いの労働者は一人として採用しないことを約束する。全員が協同組合に対して権利および義務の面で平等である。全員が, しかも力が尽き果てるまでは労働組合評議会加盟者の一員に数えられねばならない (……)。

第9条。去る5月19日付の公安委員会の決定にしたがって, 組合はラ・ヴィレット屠殺場の円形建物, ならびにその付属施設すべてを占有する (……)。

第11条。労働・交換委員会は当該組合に2500フランの信用貸しをおこない, この金額を組合は期限三ヶ月で返済することを約す (……) (* A. H. G., 未整理文書)。

そのうえ協同^{アソシエ}した労働者は, コミュューンという彼らの国家が, 生産革命という任務を担う彼らを助けないことに納得がゆかなかった」(同, 168ページ)

「^{コルボラシオン}パリ市馬具工同職組合——第17区

本同職組合の代表は, ゴディヨ会社といったような搾取者に馬具製造の仕事が任されるので

はなく、生産協同組合 (associations) を設立しうるような労働者自身にその仕事が与えられるよう要求する (.....) (* A. H. G., Ly 22)。仕立工のあいだでも同様であった」(同, 168 169ページ)。

その二は、資本家的企業家の労賃引き下げを意図した単価切り下げによる受注に対し、適正単価による取引契約を遵守させる等々の諸措置である。

「以下に署名した市民にして、1871年の革命はプロレタリアートの解放を基礎としているとつねにみなしているわれわれは、否応なしに資本家の反動によって労働を^や寵めることを無理強いされている。

われわれはルボルニュ君が仕立工生産協同組合 (association) なるものの名において2,000点の上っ張りおよびズボンの取引契約を手に入れたことを、諸君に報告させていただく。経理^{アン}部代表委員は、資本家的企業家の方が安価で取引契約を結びうるとの口実で、われわれとの取引契約を破棄した。どのようにすれば資本家的企業にそうしたことが可能なのだろうか。同意したくもない事柄である。労賃を引き下げることによってのみそれは可能なのだ。しかも、取引契約を継続すべき責任を負っている市民^{アン} [代表委員] がわれわれに対して言い立てた目的は少しも達成されはしない。資本家は、市場価格の低下に応じて次第に労働を減少させることによって、つねに同じ利益を得るからである。

プロレタリアートの解放を望み、またそれを基礎にして達成されたばかりの偉大な革命を確立することをも望む人びとによって生産協同組合 (associations) が庇護されるならば、事態はまったく反対のものとなるであろう (* A. H. G., Ly 22)。フランケルおよびベルタンはこれに対して適切な命令を下した」(同, 169ページ)。

これらの経済・社会的諸措置も“可能な”共産主義にむけての必要な一環であったが、それが実施にむかったのもコムンが存在があったからである。であるがゆえに、J・ルージェリはいう。

「コムンのおかげで。というのも、コムンは筋金入りのブルドン主義者の思い描いていた^{デコンボゼ}解体された虚弱な非^{ノン} = 国家ではなく (コムン団体は、労働の解放を実現する手段として自分の政治組織を創出する絶対的権利) だからである。全員がその点について意見の一致をみていた。

フランケル—— 3月18日の革命は労働者階級によってなされた。もしわれわれがこの階級のために何もしないのならば、私にはコムンの存在理由がわからない。

5月19日に、まさしく協同組合 (cooperative) となるべき形態のもとの劇場 (芸術家は生産者なのだ) の再組織化が議論されたときに、ヴァイヤンはこう述べた。

国家がコムンを自称するとき、国家はしばしば介入しなければならず、しかも正義と自由の名において介入しなければならない (.....)。われわれは至るところに社会主義的な施設 (établissements socialistes) を創ろうと努めなければならない。19世紀革命の特徴は、生産

物が存在するところではどこでも、生産者が完全に報われることを内容としている。芸術においては、搾取はおそらく作業場における以上に恐るべきものであろう」(同、174ページ)。

しかしコミューンが存在理由が社会主義的な施設を創造するために国家が介入するところにあるとしたならば、ラッサール式の国家扶助による生産協同組合の創設とどこが異なるのであろうか。労働者生産協同組合の国家社会主義的変質はいかにしたら防止しうるのであろうか。こうした疑問が生じうる。

これに関してJ・ルージェリは放棄工場の徴発令が採択されたのと同じ日の4月16日付のインターナショナルの新聞『レヴォリュション・ポリティーク・エ・ソシアル(政治的・社会的革命)』紙のセライエ¹⁸⁾の論説を掲げて、この問いに対して解答している。そこでこのセライエ論説をみておこう。

「 経済的見地での国家の役割について

労働者階級が政治の舞台に登場したばかりの現時点にあって、われわれは労働者に対して国家が負う責務について想起することは無益だとは思わない。そうした考えはさまざまの著作のなかですでに表明されてきてはいる。しかしながら、かくも長いあいだフランスを圧迫してきた帝政の反啓蒙主義の支配がそうした考えの普及を妨げてきたがゆえに、この主題に立ち返ることが重要だとわれわれには思えるのである。そのうえ、国家の役割——一部の自称社会主義者は国家の廃止を要求している——に関する見解が多様であるがゆえに、われわれはくどくど

18) 前掲モロク編『パリ・コミューン』「コミューンの活動家たち」から。

「セライエ、オーギュスト(1840-1873)——フランスの労働者(型工)、第一インターナショナル会員。パリ・コミューン議員。

少年時代に、父とともにイギリスに行く。1868年、ロンドンに在住するフランス人支部のセクト主義的・冒険主義的戦術に反対するマルクスの闘争を支持。1869年10月12日、インターナショナル総評議会員に選ばれた。ベルギー、スペイン担当通信書記の任務をおこなう。

1870年9月4日の革命後、総評議会の全権代表としてパリに派遣される。各区監視委員会や20区中央共和委員会の組織に積極的に参加。国民軍第121大隊に将校として勤務。インターナショナルパリ諸支部の活動を活発化し、10月31日の蜂起の準備に引き入れようとして、部分的にはブランキ主義者に依拠するあたらしい連合評議会の組織を結成。これによって連合の一時的分裂がおり、連合は1871年1月に解消したが、それは主としてヴァルランおよびフランケルによって支持されたセライエの努力によるものであった。国民議会の選挙準備で大きな活動をやる。1871年2月末、ロンドンに戻り、総評議会の会議で詳細な報告をおこなう。

3月18日の革命後、ふたたびパリに派遣され、コミューンの崩壊まで残留。4月16日の補欠選挙でコミューン議員に選ばれた(第2区選出)。4月21日から労働・交換委員会委員のフランケルとともに、労働者に休止工場を与えるコミューンの法令を実行。公安委員会設置に反対投票。『少数派』宣言に署名。

コミューンの敗北後、イギリスに亡命。欠席裁判で死刑の判決を受ける。1871年秋、総評議会フランス担当通信書記に選ばれる。インターナショナルのロンドン協議会(1871年)とハーグ大会(1872年)の代議員。マルクスの方針を支持し、バクーニンとギョームをインターナショナルから除名することに賛成投票。1873年、インターナショナルイギリス評議会議員になる」(133ページ)。

と述べなければならない。

平和的なやり方で社会問題を解決するには、言葉を変えれば資本と労働とのあいだの対立を根絶するには、国家は何をなすべきなのか。

まず第一に、われわれは同職組合コルポラティブ的生産協同組合 (associations corporatives) に対して労働用具獲得の手段を提供することによって、それらの生産協同組合の発展を援助し容易にすることは国家の役目である、と思う。国家は、労働者保護のために必要なあらゆる措置を法律に盛り込み、またそれらの措置の実施を監視しなければならない。

しかし、同職組合的協同組合の組織化を援助し容易にすること、および労働者保護をわれわれはどのように理解すべきなのか。ボナパルト [ナポレオン^世] はこれらの制度を援助し、保護した。われわれが語らねばならないのは、たしかにこうした介入のことではない。

われわれにとって国家による保護は、次のような意味のものである。すなわち、社会を構成する共同体 (communaute) の各人に対して課せられる、各人の能力の自由な行使および自由な発揮を——その自由が他者に対する侵害を含まない範囲で——保証する義務である。

しかしこうした保護だけでは十分ではありえまい (.....)。必要なのは、個人が市民にふさわしい生活を手に入れえない場合に、国家が、可能なかぎりあらゆる手段を用いて介入することである。

社会組織システムは、(各人にその要求に応じて) 与えることを任務としていることを忘れてはならない。しかも今日、自己の政治的・社会的解放を達成するためにもっとも援助を必要としているのは、最大多数を占める階級、賃金労働者階級であることを誰が否定しうるのであろうか。

他方、資本と呼ばれているものの起源を考察していただきたい。そうすれば、正義による平等の支配の到来を早めるために国家介入が必要であることがわかるであろう。

資本に関して一般に認められている考え方がどのようなものであれ、節約され蓄積され、またその後の生産的労働に充てられた一定量の労働を資本が表象していることについては、すべての人が意見の一致をみている。しかしわれわれはこう尋ねよう。誰が資本によって表現される労働を提供したのか、と。資本をもっている人びとであらうか。製造業者、大商人、大土地所有者は、彼らの節約、彼らの活動、彼らの先祖の節約や活動のおかげでこの資本を手に入れているのであろうか。明らかに否、である。(.....)

どうして、日に日に資本があきれるばかりの割合で増加する一方で、支払われる賃銀が同じ割合で減少し、ついにはかろうじて大衆のぎりぎりの生計費を満たすだけになっているのであろうか。

これを改善するのがコミュニケーション政府の役目なのだ。このテキストは、インターナショナルの新聞『レヴォリュション・ポリティーク・エ・ソシアル (政治的・社会的革命)』紙4月16日号に出た。それはA・Sの署名をもつが、このイニシアルは、国際労働者協会、およびK・マ

ルクスによってロンドンからコミューンのもとへ派遣された密使たるオーギュスト・セライエのものでしかありえない。そのマルクスは一月後にパリ・コミューンの社会的成果をこう称賛している。『それは収奪者に対する収奪を目標としていた。それは、現在、主に労働を奴隷化し搾取する手段たる生産手段、すなわち土地と資本とを自由な生産協同組合労働の純然たる用具に変えることによって、個人的所有を真実にしようと望んだ』と。これは4月16日の政令の精神についてのもっとも正確な解釈ではないであろうか」(同、174-176ページ)。

J・ルージェリはすでにみたマルクスの『内乱』の本文において「“可能な” 共産主義」を叙説した一節こそ「4月16日の政令の精神についてのもっとも正確な解釈」であるとみなしているが、そのルージェリの解釈は上来の検討からしても正当であろう。では、セライエ論説は何を語っているのであろうか。やや論理の展開が錯綜しているが、主旨は、以下のように整理できよう。

すなわちコミューンはバクーニンのアナーキズム＝無政府主義が唱える即時の国家廃止の立場はとらないこと、資本＝蓄積された労働は労働者の労働が生み出したものであるのに当の賃金労働者階級はぎりぎりの生計費しか得られず市民にふさわしい生活を手に入れえない状態にあること、それから抜け出すためには労働用具獲得の手段を提供することによって労働者生産協同組合の発展を援助し容易するのが国家の任務であること、しかし労働者生産協同組合の組織化の援助はボナパルトの行なったような協同組合の自治を許さない介入であってはならないこと、コミューンの国家による保護とは「社会を構成する共同体の各人に対して課せられる、各人の能力の自由な行使および自由な発揮を——その自由が他者に対する侵害を含まない範囲で——保証する義務」に限定されることである。

そこでこうみてくると、コミューン国家はまずもって市民に対する生存権を保障するための介入をおこなうが、その保護の主眼は協同組合諸団体の他の協同組合諸団体に対する侵害の防止、協同組合諸団体のあいだのセクト的利害・特殊的利害の対立の揚棄にあるとされているのであって、ここにはエタティズム＝国家管理・国家社会主義の影はない。

6) 労働者生産協同組合の自主管理の現実

それでは徴発された放棄工場が労働者生産協同組合に引き渡されたとき、企業経営はいかになされたであろうか。最後にその実態をみておこう。まずJ・ルージェリは徴発によって収用された工場はプロス鑄造所のみであると述べたのち協同組合工場の自主管理の実情を、以下のように記している。

「実際の収用は1件しか、かつては労働者協同組合であったが数年前に代表者が組合員の所有権を奪うことによって不当にわが物としていた第15区のプロス鑄造所の収用しか存在しなかったのである。それは報復だったのだ。^{オートジュスティオン}【自主管理】が存在したとしても、その規則はむしろ厳しいものであったことを言い添えておこう。

作業場への入場時刻は夏は午前6時、冬は7時と決められる(.....)。6時10分(あるいは7時10分)になっても入っていない組合員(sociétaires)はもう7時(あるいは8時)ちょうどにしか入ることはできず、またその時刻になってもいなければ、その組合員は半日を無駄にすることになる。

11時から12時まで1時間の食事時間が与えられる(.....)。

酩酊状態で作業場に現われた組合員は皆、その後の労働時間に関しては自宅に戻される。1ヵ月のうちに3度同じ過ちを繰り返したならば、その組合員は協同組合(Societe)から追放されることがありうる。

組合員は、総会で承認された作業場長の与える指図にもとづいて作業を遂行しなければならない。

作業場内での組合員同士の口論はけっして黙認されない。それが起こりかねない場合には、揉め事があまりにも重大ならば合同評議会(conseils reunis)がその揉め事にかんして判断を下さねばならない。

心のいらだち、ないし怒りの行動から、委ねられている道具あるいは鋳型を壊してしまった組合員は皆、その弁償の義務を負う(.....)。

補

随意に食後1時間[の休息]が与えられるが、各組合員は月に5回しかそれを利用しえない。

組合員の酩酊状態は4名の仲間および作業場長によって確認されなければならないものとする(*A. H. G., 未整理文書) (『1871』, 172ページ)。

柴田氏も『パリ・コミュニケーション』でルーヴルの武器製造工場とプロス鑄造所の二例を引いて、つぎのように述べている。

「労働・交換委員会の社会主義政策は、民衆のあいだからだされた国防上の愛国主義的な要求、あるいは生活のため仕事を求める要求を、『労働の組織化』という社会主義的方向へむけようとしたものであり、いわば民衆運動のなかにある自然発生的な要素を社会革命のエネルギーとして、労働者による生産の『自己管理』へ方向づけようとするものである。

しかし、この政策方向と民衆意識とのあいだにズレが生じた。このズレは、労働規律を要求する社会主義立法と近代的規律をきらう伝統的気質の当時の労働者とのズレとしてあらわれた。ロセルの『回想録』によれば、ルーヴルの武器製造工場の責任者となったアヴリアルは、国民衛兵の場合とおなじような無規律が労働者のあいだにあることを歎いたという。

『工場長や職工長は選挙で任命される。木曜日には集会があり演説がなされ、工場長が替えられる.....。彼らは好きな時間にやってきて、おしゃべりをし、働かない。このあいだじゅう、一般的な費用はかさんでいるのだ』。

企業家に放棄されて労働者の『自己管理』となったプロス鑄造所の規律は、出所・退所時間を厳重に定めただうえに、次のような規定がある。

『酔っぱらって仕事場にあらわれた組合員は、残り時間を自宅にもどされる。1ヵ月内に3度累犯があれば、組合から除外されることがある……。仕事場内で組合員同士の討論は厳禁される……。短気や怒りにかられて受持ちの設備や模型をこわした組合員は、その弁償をさせられる……』。

自然発生的な創意を尊重する『自己管理』の原則の礼賛者にとって、この『権威主義的』な運営面の必要性は予期しない事態であり、矛盾であったろう。これは後世の社会主義における官僚制の問題を予想させるものであった」（188-189ページ）。

コミュニンの運命の帰趨が定まらないなか——というよりコミュニンの敗北の色濃いなか、資本家の兵营的規律が崩壊したのち、自主的労働規律を創造するにはあまりにも時間が不足したことからすれば、労働規律・労働モラルの弛緩は理解しうが、やはり「ローマは一日にして成らず」の感がある。この実情から柴田氏は「後世の社会主義における官僚制の問題を予想させるもの」であったというのであるが、この場合の「後世の社会主義」とはソ連型国家社会主義が想定されていたと思われるから、コミュニンの協同組合社会主義の実験とは同日の談にはなりえないが、それでも協同組合官僚制の問題は存在しているのであってみれば、頂門の一針ではある。しかし、ここから教訓を汲みとるとすれば、労働者階級は「労働の奴隷制の経済的諸条件を自由な生産協同組合労働の諸条件と置き換える」「経済的改造」には「時間を要する漸進的な仕事でしかありえないこと」を「知っている」（前掲『内乱』国民文庫、149ページ）、別言すれば「自分自身の解放を成し遂げ、それとともに、現在の社会がそれ自身の経済的作因によって不可抗的に指向している、あのより高度な形態をつくりだすためには、労働者階級は長期の闘争を経過し、環境と人間をつくり変える一連の歴史的過程を経過しなければならないことを、彼らは知っている」（同、87ページ）というさいの知を立脚点とすること、その知を立脚点として新たに労働者生産協同組合の根拠地の創造を再出発させること、労働者権力＝コミュニン権力獲得以前の資本主義のもとで労働者生産協同組合が次々と労働者アソシエーションを産む拡大再生産 資本主義的総再生産過程への漸進的滲透の戦略路線を遂行するなかでの自由な生産協同組合労働の自己組織化にもとづく実地の教育・訓練の積み上げをもってするほか自主的労働規律の創造——自主管理は期しえないないであろう。